

猪名川町国土強靱化地域計画 (案)

(令和3年2月策定)
令和8年3月改定
猪 名 川 町

猪名川町国土強靱化地域計画 目次構成

第1章 はじめに

- 1-1. 趣旨 1
- 1-2. 計画の位置づけ 2
- 1-3. 計画期間 2

第2章 基本的考え方

- 2-1. 基本目標 3
- 2-2. 事前に備えるべき目標 3
- 2-3. 強靱化を推進する上での基本方針 4

第3章 リスクに対する脆弱性評価

- 3-1. 猪名川町の地域特性 6
- 3-2. 想定するリスク 16
- 3-3. 脆弱性評価 19
- 3-4. 起きてはならない最悪の事態とこれに対応する施策分野 20

第4章 強靱化に向けた推進方針

- 4-1. 施策の推進方針 22
- 4-2. 施策の重点化 46

第5章 計画の推進

- 5-1. 計画の推進体制 47
- 5-2. 計画の進捗管理 48

【別紙1】脆弱性評価結果 49

【別紙2】強靱化を推進する主な事業 64

第1章 はじめに

1-1. 趣旨

本町では、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、猪名川町地域防災計画の修正を行い、安全・安心を守るまちづくりを基本方針として、災害に対する住民の不安を軽減し、誰もが安心して暮らせるまちの実現に向けた施策を継続的に進めてきた。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、従来の想定を大きく超える甚大な被害をもたらし、想定外の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱性を浮き彫りにした。また、気候変動の影響により土砂災害の危険性が高まっており、近い将来の発生が懸念される南海トラフ巨大地震への備えも、喫緊の課題となっている。

こうした中、国において、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が施行され、平成 26 年 6 月には「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定された。さらに、平成 30 年 12 月には、その後相次いで発生した災害を踏まえた脆弱性評価や重要インフラ緊急点検の結果を反映し、計画が変更された。令和5年7月には、国土強靱化施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、国土強靱化実施中期計画及び国土強靱化推進会議に関する規定を整備する必要が生じ、令和5年6月に基本法の改正に伴い、計画が再度変更された。

また、兵庫県においては、阪神・淡路大震災の経験と教訓に基づくこれまでの取組を再点検する脆弱性評価を実施するとともに、強靱化に向けた今後の推進方針と目標を定める「兵庫県強靱化計画」（以下「県計画」という。）を平成 28 年 1 月に策定し、その後の災害から得られた経験や教訓を踏まえ、令和 2 年 3 月に改定している。

本町においても、猪名川町国土強靱化地域計画の策定（令和3年2月）、猪名川町業務継続計画の策定（平成30年3月）、猪名川町地域防災計画の修正（令和 7 年度）、猪名川町防災マップの公表（令和元年7月）に加え、令和5年4月には猪名川町防災・減災条例を制定するなど計画的な取組を進めている。また、自主防災組織と連携し、まちづくり協議会単位で地域の特性を活かした防災訓練を実施することで、住民の防災意識の向上と地域の防災力の強化に取り組んでいる。

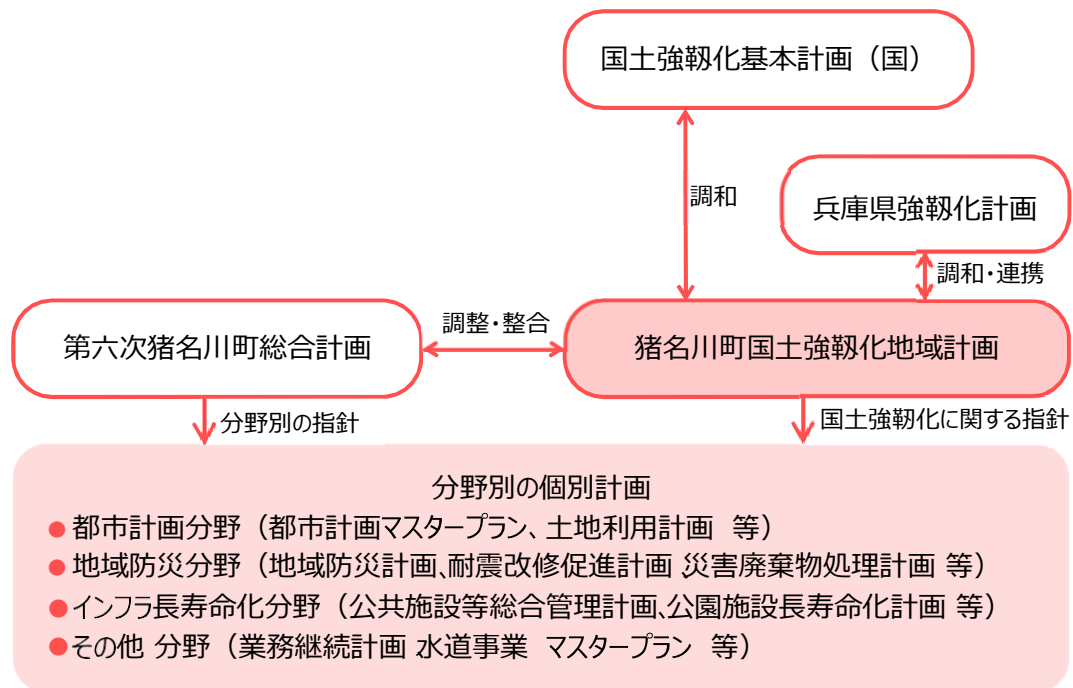
国や県の動向を踏まえて、現在の取組をさらに推進し、大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らない、より強くしなやかな地域の構築を目指すことを目的として、本町の強靱化に関する指針となる猪名川町国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）を改定するものである。

1-2. 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第 13 条に基づき策定する「国土強靱化地域計画」であり、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する指針として位置づけられる。

本計画の策定にあたっては、国土強靱化基本法第 14 条に基づき基本計画と調和を保つとともに、県計画とも調和・連携を図っていく。

また本計画は、町政の基本方針である第六次猪名川町総合計画と調整・整合を図り、災害対策基本法に基づき策定した猪名川町地域防災計画及び各部で策定される各部門別計画と整合を図りながら策定している。



猪名川町国土強靱化地域計画の位置づけ

1-3. 計画期間

強靱化の実現に向けては、長期的な展望を描きつつ、町の内外における社会情勢の変化や国・県の強靱化施策の推進状況などに応じた施策の推進が必要となることから、推進期間は令和 7 年度から概ね 5 年間とする。ただし、社会情勢に大きな変化がある場合は適宜見直しを行う。

第2章 基本的考え方

「豊かな自然と共生する田園都市」である本町にとって、町の地域特性である豊かな自然や生活文化を最大限に活かしながら、災害に対する住民の不安を解消し、暮らしやすいまちをつくるのが重要な施策である。

そのため、基本計画や県計画との調和を保ちつつ、基礎自治体としての役割を踏まえて、基本計画で示された4つの「基本目標」及び8つの「事前に備えるべき目標」をもとに、以下の「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」を設定し、取組を進めていく。

2-1. 基本目標

【基本目標】

- I. 人命の保護を最大限図る
- II. 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- III. 住民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する
- IV. 迅速に復旧復興する

2-2. 事前に備えるべき目標

【事前に備えるべき目標】

- ①直接死を最大限防ぐ
- ②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康
・避難生活環境を確実に確保する
- ③必要不可欠な行政機能を確保する
- ④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する
- ⑤経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を
最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

2-3. 強靱化を推進する上での基本方針

(1) 長期的観点からの推進

本町の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検討し、長期的な観点から計画的に取り組む。

(2) 各主体及び地域間連携の推進

強靱化に向けた取組の実施主体は、町だけでなく国・県、周辺市町、事業者、住民など多岐にわたることから、関係者相互の連携協力を一層強化する。

(3) 効果的な施策の推進

- 想定される被害や地域の状況に応じて、防災施設の整備等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- 自分の身は自分で守る「自助」及び互いに助け合って守る「共助」からなる地域防災力の向上と、「公助」の機能強化を適切に組み合わせ、官（国、県、町）と民（事業者、住民）が役割分担して取り組む。
- 防災・減災の取組が非常時に効果を発揮するだけでなく、平時においては地域社会等で有効に活用される対策となるように取り組む。
- 人口減少社会の到来と少子・高齢化の一層の進展など、本町を取り巻く社会情勢に対応した施策を推進する。
- 大規模自然災害等が発生しても機能不全に陥らない地域・経済社会システムの確保に当たっては、平時における状況変化への対応力や生産性・効率性の向上にも資するように取り組む。

(4) 効率的な施策の推進

- 限られた財源の中、既存の社会資本を有効活用することで、費用を縮減しつつ、効率的に施策を推進する。
- 計画的な定期点検の実施や予防保全の推進、適切な時期の更新等により、効率的な施設の維持管理を推進する。

(5) 個別事業の取組

①ハード整備の推進

- 南海トラフ地震や猪名川町直下地震（「猪名川町地域防災計画」で示されている地震のうち最も甚大な被害が想定されているもの）等に備える地震対策、台風や集中豪雨に伴う風水害災害対策など、災害に対応したハード面での個別施策を推進する。
- 地震などの災害時に、一時的に避難できるよう、公園緑地、道路などのオープンスペースを活用しながら避難地・避難路をはじめとする防災空間の形成をめざす。
- 防災拠点への安全性の高い避難路・緊急輸送路の確保と整備を図るとともに、2方向からの避難路・緊急輸送路を確保するため、複数の代替道路の設定または整備を図る。
- 自然地においては、治山、治水を進め、土砂崩れ、地滑り、洪水などの自然災害に対する安全性の向上をめざす。

②ソフト対策の推進

- 地域全体で強靱化を推進するため、人のつながりやコミュニティ機能を強化することで、災害時にも機能する自助・共助の仕組みを構築する。
- 地域を超えた助け合いの仕組みを構築するため、阪神・淡路大震災から広がった災害ボランティアの活動の支援等に取り組む。
- 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等が災害時要援護者となる可能性が高いことに十分配慮して施策を推進する。

第3章 リスクに対する脆弱性評価

3-1. 猪名川町の地域特性

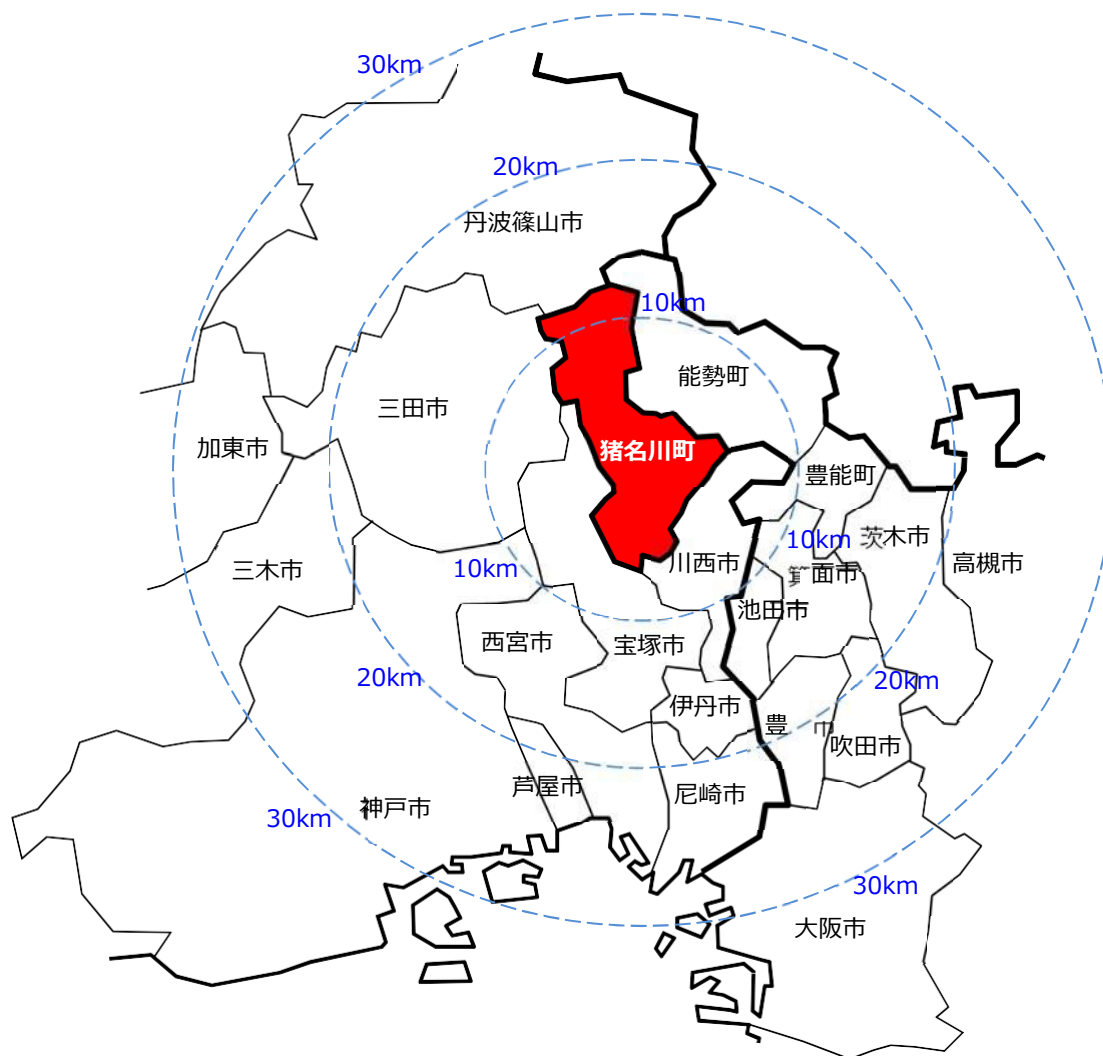
(1) 自然的特性

①位置及び面積

本町は、兵庫県の南東部に位置し、北を丹波篠山市、西を三田市、南西を宝塚市、南東を川西市、東を大阪府能勢町に接している。

また、神戸市や大阪市の都心部とは直線距離で約 30km の位置にある。

総面積は 90.33 km² で、東西約 8km、南北約 18km と細長い形状になっている。



本町の位置図

②地形

本町の地形は、北部には700m級の大野山、中央部には400～600m級の愛宕山、三草山等、南部には300～400m級の城山、雨森山等の山々に囲まれており、海拔は最低66m、最高753mである。また、町域のほぼ中央を北部の大野山に源を発する猪名川が蛇行して流れ、その沿岸には狭長な谷底平野が形成されている。

本町は成立の歴史から、小さな地形単位が組み合わせられており、複雑な地形地域を形成している。

③地質

本町の地質は、町域の大部分が古期岩類に属する丹波層群と有馬層群で占められ、南北の低地は丹波層群の上に堆積した新生代層で覆われており、町内は大小多くの岩脈が分布している。

- 中生代（三畳紀―ジュラ紀）にかけて生じた丹波層群は、民田、阿古谷、内馬場、紫合、広根、肝川等の南東部に分布しており、砂岩及び頁岩で構成される。
- 白亜紀の火山活動による流紋岩質の火山砕屑岩類である有馬層群は、銀山、北田原から西北部の町域全体に分布し、流紋岩類を中心とした岩質の異なる多くの種類の岩層により構成されている。白亜紀後期の火成活動の産物である深成岩類は、石英斑れい岩が三草山、千軒と大野山南斜面に分布し、花崗岩が杉生新田にみられる。
- 新生代層の大阪層群は、内馬場、日生ニュータウン、南田原から猪瀬に至る柏梨田、紫合、上野、広根の背後立陵地に分布し、砂岩、頁岩、花崗岩等からなる砂礫層が5～15cmの厚さに堆積している。また、大阪層群の砂礫層とよく似ているが固結度が低く、風化の進まない段丘構成層が紫合、南田原、笹尾にみられる。

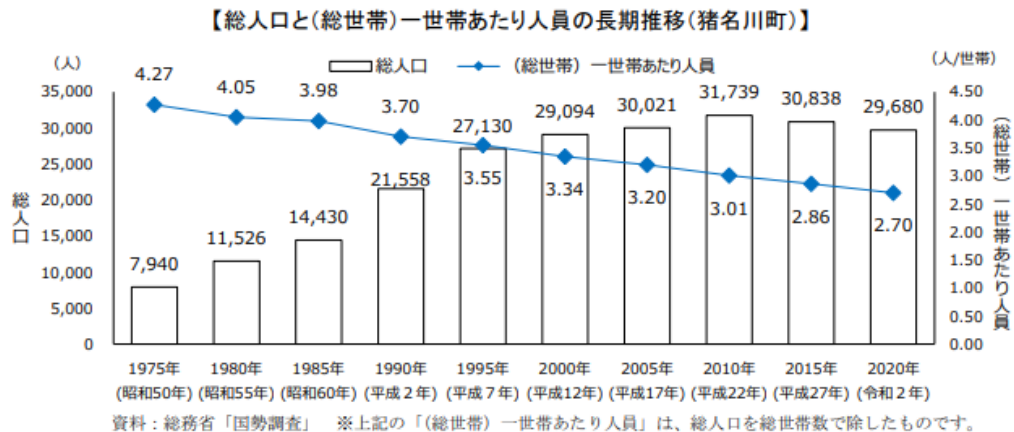
④気候

本町は、瀬戸内型気候帯に属し、山に囲まれた寒暖差の大きい内陸型気候となっており、2023年（令和5年）の年間降水量は平均で約1,183.5mm、最高気温は38.1℃、最低気温は-7.3℃、年間平均気温は15.1℃となっている。

(2) 社会的特性

①人口

本町は昭和 30 年に町制を施行してから、高度成長期以降は京阪神地域のベッドタウンとして町南部の丘陵地を中心に大規模ニュータウン開発が進んで人口が増加したが、平成 22 年の 31,739 人(国勢調査)をピークとして減少傾向となり、令和 2 年では 29,680 人となっている。



②土地利用

本町の町域 90.33 km²すべてが都市計画区域となっているが、このうち南部丘陵地のニュータウンを中心に 5.12 km² (5.6%) が市街化区域に指定されており、それ以外の 85.21 km² (94.3%) は市街化調整区域に指定されている。

また、土地利用の内訳を町域の約半分を占める課税対象地積の地目でみると、山林が 34.79 km² で課税対象地積の 3/4 を占めて最も多く、次いで田畑の 4.8 km²、宅地の 3.7 km² となっている。

評価総地積(課税対象地積)

地目	面積(m ²)	
山林	34,793,652	(75.1%)
田畑	4,773,760	(10.3%)
宅地	3,654,009	(7.9%)
雑種地・その他	2,961,704	(6.4%)
合計	46,268,229	(100.0%)

資料：兵庫県統計書令和5年

③建物

本町の建物棟数は、令和7年度で15,731棟あり、構造別にみるとこのうち木造は75.9%にあたる11,939棟である。

これらの木造建物の多くは、町南部のニュータウンに存在しており、都市部に多く見られる密集地区ではないため一般的な災害危険は少ないが、地震災害のような同時多発災害

にあつては、危険性はあるものと判断される。

また、建物を用途別にみると、住宅が 10,512棟で全体の 2/3 を占め最も多く、ついで工場・倉庫・市場の 2,434棟となっている。

本町の構造別・用途別 建物棟数（単位：棟）

建物区分	住宅	工場・倉庫 ・市場	事務所・店舗・ 宿泊施設・病院	その他	合計	
木造家屋	8,651	1,664	139	1,485	11,939	(75.9%)
非木造家屋	1,861	770	185	976	3,792	(24.1%)
合計	10,512	2,434	324	2,461	15,731	(100.0%)
	(66.8%)	(15.5%)	(2.1%)	(15.6%)	(100.0%)	

資料：令和7年度税務概要

④交通

本町の道路ネットワークは、町の中心を南北方向に貫く県道川西篠山線と、町南部を東西方向に川西市や宝塚市方面をつなぐ県道川西三田線が幹線道路となっている他、町東部の一部を国道 173 号が南北方向に通っている。

また、町南部には新名神高速道路が走っており、県道川西インター線を経由して川西 I Cをつないでいる。

鉄道は、能勢電鉄日生線の日生中央駅が町の南東端にあり、川西能勢口駅（川西市）まで約 20 分で連絡している。



本町の交通ネットワーク図

本町の幹線道路のうち、町道差組紫合線、県道川西篠山線の一部、県道川西三田線、国道 173 号、新名神高速道路は、兵庫県の緊急輸送道路に指定されている。



緊急輸送道路指定図

(3) 災害特性

①自然災害

本町における自然災害の多くは、梅雨、秋雨前線等による集中豪雨と台風による風水害であり、土砂災害の種類としては、水害及び山崩れ・崖崩れ、地すべり、土石流などが考えられる。

町内では土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域、通称イエローゾーン）が 379 ヶ所、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域、通称レッドゾーン）が 249 ヶ所指定されている。

猪名川、槻並川、阿古谷川などの河川や溪流沿いに土石流危険溪流や地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域や急傾斜地崩壊危険箇所等に指定されている。

また、猪名川を中心に柏原川、槻並川などの河川の合流点や沿川において河川の氾濫による浸水が想定されている。

土砂災害等危険箇所の指定状況

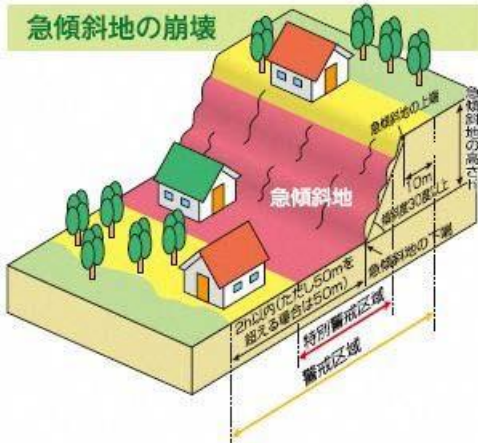
項 目	箇所数
土砂災害警戒区域（通称 イエローゾーン）	379
土砂災害特別警戒区域（通称 レッドゾーン）	249
土石流危険溪流	145
砂防指定地	63
地すべり危険箇所	4
急傾斜地崩壊危険区域・急傾斜地崩壊危険箇所	230
山腹崩壊危険地区	19
崩壊土砂流出危険区域	23

資料：猪名川町地域防災計画

土砂災害警戒区域 (通称:イエローゾーン)

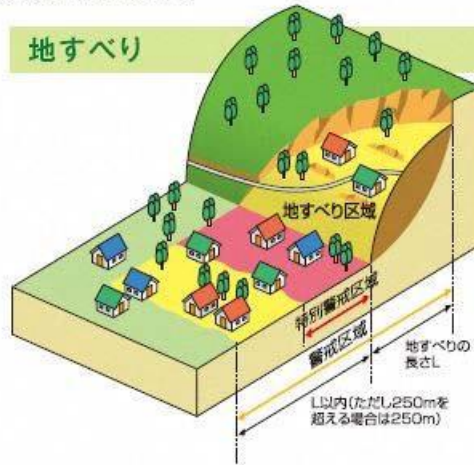
急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

急傾斜地の崩壊



- 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域

地すべり



- 地すべり区域 (地すべりしている区域または地すべりするおそれのある区域)
- 地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離(250mを超える場合は250m)の範囲内の区域

土石流



- 土石流の発生のおそれのある渓流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

土砂災害特別警戒区域 (通称:レッドゾーン)

(通称:レッドゾーン)

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

- 急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域。

(注)ただし、地すべりに係る土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさについては、作用した時から30分間が経過した時において作用するものとされている。また、地すべりに係る特別警戒区域は地すべり区域の下端から60mの範囲内で指定することとされている。

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の概要

資料：猪名川町 防災マップ

②風水害の災害履歴

本町における平成期以降の風水害等の災害履歴は、以下の通りである。

災 害	被 害
台風 23 号の集中豪雨 (H16.10.19~21)	住家一部損壊 1 棟、住家床上浸水 3 棟、住家床下浸水 20 棟
台風 18 号の集中豪雨 (H25.9.15~16)	住家床下浸水 1 棟、道路（町道）被害 3 件、河川被害 6 件、 農地被害 36 件、水路被害 11 件、農道被害 2 件、 堰（いせき）被害 2 件、土木施設被害 4,785 万円（河川護岸・ 町道）、農業施設被害 1,405 万円（農地・水路）
台風 11 号の豪雨災害 (H26.8.9~10)	住家床上浸水 2 棟、住家床下浸水 17 棟、道路（町道）被害 3 件、河川被害 13 件、農地被害 11 件、水路被害 2 件、 堰（いせき）被害 6 件、土木施設被害 1 億 86 万円（河川護岸・ 町道）、農業施設被害 3,820 万円（農地・水路・堰・農村公園）
前線に伴う集中豪雨 (H26.8.16)	住家床上浸水 3 棟、住家床下浸水 18 棟、 道路（町道）被害 16 件、河川被害 33 件、土木施設被害 5,174 万円（河川護岸・町道）
台風 21 号の暴風災害 (H29.10.22~23)	負傷者 1 件、住家被害半壊 1 件、一部損壊 1 件、 河川被害 1 件、町道路被害 10 件、公園緑地被害 5 件、 農地被害 25 件、堰（いせき）被害 6 件、停電約 5,670 件
平成 30 年の 7 月豪雨 (H30.7.5~8)	死者 1 人、負傷者 2 人、家屋床下浸水 2 戸、 道路通行止め 17 件、河川被害 38 件、道路被害 58 箇所、 農地被害 90 箇所
台風 21 号の風害など (H30.9.4)	住家被害全壊 1 件、一部損壊 6 件、河川被害 5 件、 道路被害 18 箇所、農地被害 11 箇所、停電約 3,800 件
秋雨前線の集中豪雨 (H30.9.8)	河川被害 12 件、道路被害 15 箇所、農地被害 23 箇所

資料：猪名川町地域防災計画

③地震

猪名川町史によれば、本町は過去に大きな地震による被害を受けていない。

兵庫県における過去の主な地震の災害履歴は、以下の通りである。

災 害	被 害
北但馬地震 (T14.5.23) M6.8 震源地は、豊岡付近	(全体) 死 者 428 人、全壊家屋 1,295 戸、焼失家屋 2,180 戸 ※猪名川町は被害なし
北丹後地震 (S2.3.7) M7.3 震源地は、大江山付近	(全体) 死 者 2,925 人、全壊家屋 12,584 戸、焼失家屋 3,711 戸 ※猪名川町は被害なし
南海地震 (S21.12.21) M8.0 震源地は、潮岬の南南西 約 50 k mの海底	(全体) 死 者 1,330 人、全半壊家屋 35,000 戸、焼失家屋 2,598 戸、 流失家屋 1,451 戸、浸水家屋 33,000 戸 ※猪名川町は被害なし
兵庫県南部地震 (H7.1.17) M7.3 震源地は、淡路島北部	(全体) 死者行方不明者 6,394 人、全半壊家屋 257,127 棟 (猪名川町) 軽傷 3 人
大阪府北部地震 (H30.6.18) M6.1 震源地は、大阪府北部	(全体) 死者行方不明者 6 人、住家被害 61,776 棟 ※猪名川町は被害なし

資料：猪名川町地域防災計画

3-2. 想定するリスク

本計画では、住民生活及び町経済に大きな影響を及ぼすリスクとして、地震災害及び風水害を想定する。

(1) 地震災害のリスク想定

想定地震は、30年以内の発生確率が60%～90%以上とされる南海トラフ巨大地震や、「猪名川町地域防災計画」で示されている地震のうち最も甚大な被害が想定されている猪名川町直下型地震とする。

①物的・人的な被害

対象地震		南海トラフ	上町断層帯	六甲・淡路島断層帯	有馬-高槻断層帯	三峠-京都西山断層帯	猪名川直下		
種類		海溝型	内陸型(県外断層)	内陸型(県内断層)	内陸型(県内断層)	内陸型(県外断層)	内陸型(県内断層)		
地震の大きさ		M9.0	M7.5	M7.9	M7.7	M7.6	M6.9		
猪名川町で想定される震度		震度5強	震度6弱	震度6強	震度6弱	震度5強	震度6強		
発生確率(30年以内)		70%程度	3%以上	0.13%	0.1%未満	0.13%	-		
物的被害 (棟)	全壊	揺れ	3	16	88	110	2	198	
		液状化	0	4	5	5	2	6	
		崖崩れ	0	6	-	-	-	-	
		合計	3	26	93	115	4	204	
	半壊	揺れ	94	303	705	866	84	1,097	
		崖崩れ	1	15	-	-	-	-	
		合計	95	318	705	866	84	1,097	
	焼失	火災	0	1	2	2	1	3	
	人的被害 (人)	死者	建物倒壊	0	1	6	7	0	13
			火災	0	1	1	1	1	1
崖崩れ			0	0	-	-	-	-	
道路被災			0	0	-	-	-	-	
鉄道被災			0	0	-	-	-	-	
合計			0	2	7	8	1	14	
負傷者		建物倒壊	24	34	88	110	9	151	
		崖崩れ	0	1	-	-	-	-	
		道路被災	0	0	-	-	-	-	
		鉄道被災	0	0	-	-	-	-	
合計		24	35	88	110	9	151		
重傷者		建物倒壊	1	1	4	6	0	10	
		道路被災	0	0	-	-	-	-	
		鉄道被災	0	0	-	-	-	-	
合計		1	1	4	6	0	10		
避難者等 (人)		発災直後(建物被害)	23	379	1,004	1,239	101	1,703	
	1日後(建物被害・断水)	23	597	-	-	-	-		
	4日後(断水・避難所生活) (1週間後)	22	326	-	-	-	-		
	1か月後(断水・避難所生活)	12	134	-	-	-	-		
	帰宅困難者数	2,090	771	-	-	-	-		
震災廃棄物発生量(千ト)		0.66	29	-	-	-	-		
経済被害額(億円)		-	63	-	-	-	-		

注：建物倒壊による死者・負傷者・重傷者は、冬早朝5時に地震が発生した場合の値

火災による死者は、冬夕方18時に風速6m/s以上で地震が発生した場合の値

資料：南海トラフ地震：「兵庫県 南海トラフ巨大地震津波被害想定」（平成26年6月兵庫県発表）

その他の地震：「兵庫県の地震被害想定」（平成21～22年兵庫県実施）

②ライフラインの被害・物資の需要量（猪名川町への影響）

対象地震		南海トラフ巨大地震			
種類		海溝型			
地震の大きさ		M9.0			
猪名川町で想定される震度		震度 5 強			
発生確率（30 年以内）		60%～90%以上			
ライフライン	上水道	管被害箇所数		3 ヶ所	
		断水人口	1 日目	969 人	
			2 日目	697 人	
			1 週間後	106 人	
			1 カ月後	6 人	
	下水道	管被害延長		2km	
		支障人口	1 日目	算出不可	
			2 日目	286 人	
			1 週間後	286 人	
			1 カ月後	0 人	
	電力	停電軒数		2 日目	0 軒
				1 週間後	0 軒
				1 カ月後	0 軒
	通信	固定電話		不通回線数 0 回線	
携帯電話		つながりにくい			
都市ガス	供給停止戸数		停止戸数 0 戸		
物資需要	食糧	1 日目・2 日目		76～79 食	
		1 週間後		79～83 リットル	
	毛布	合計需要		46 枚	
	トイレ	合計需要		1 基	

資料：南海トラフ地震：「兵庫県 南海トラフ巨大地震津波被害想定」（平成 26 年 6 月兵庫県発表）

(2) 風水害のリスク想定

風水害の想定災害は、「猪名川町地域防災計画」や「猪名川町業務継続計画」の考え方に準拠し、近年発生したもののうち最も被害規模の大きい「平成 26 年台風 11 号豪雨災害」及び「平成 26 年 8 月前線に伴う集中豪雨」のほか、平成 30 年の 7 月豪雨、台風 21 号（9 月）の風害、秋雨前線の集中豪雨（9 月）も想定する。

これらの災害では、人的被害、住家の損壊や床上・床下浸水、農業施設（農地・農道・水路・堰）の被害、土木施設（河川護岸・町道）の被害のほか、停電が発生した。また、近年全国的に増加傾向にある台風や集中豪雨等による風水害の状況からみて、広域的な河川の越水、複数個所の土砂災害もリスク想定として扱う。

平成 26 年台風 11 号豪雨災害の概要

項 目	内 容
降 雨	降雨量 53mm/時間 288mm/48 時間
床上・床下浸水	住家床上浸水 2 棟 住家床下浸水 17 棟

平成 26 年 8 月前線に伴う集中豪雨の概要

項 目	内 容
降 雨	降雨量62mm/時間 100mm/3 時間
床上・床下浸水	住家床上浸水 3 棟 住家床下浸水18棟

平成 30 年 7 月豪雨の概要

項 目	内 容
降 雨	降雨量42mm/時間 477mm/120時間
床上・床下浸水	住家床下浸水 2 戸

平成 30 年 9 月台風 21 号の概要

項 目	内 容
暴 風	最大瞬間風速32.6m/s
住家被害	全壊 1 件 一部損壊 6 件

平成 30 年 9 月前線に伴う集中豪雨の概要

項 目	内 容
降 雨	降雨量68mm/時間

3-3. 脆弱性評価

(1) 評価手順

- ①過去の災害の経験と教訓から「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定（32 類型）

- ②それぞれの起きてはならない最悪の事態を回避する観点から、施策の方向性を検討

(2) 評価結果

【別紙1】のとおり

3-4. 起きてはならない最悪の事態とこれに対応する施策分野

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と施策分野の対応関係は下表のとおり。

事前に備えるべき目標		施策分野												
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		町土保全	住宅・都市	ライフライン・廃棄物	保健・医療	情報・通信	産業	交通・物流	行政機能	避難支援	地域の防災力強化	人材育成	老朽化対策	広域連携・官民連携
1 直接死を最大限防ぐ														
1-1	巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生		○										○	
1-2	住宅地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による死傷者の発生		○											
1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	○				○				○				
1-4	土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生	○				○								
1-5	暴風等に伴う多数の死傷者の発生					○								
2 救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する														
2-1	被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止			○				○		○			○	○
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生		○					○						
2-3	消防等の被災に伴う救助・救急活動等の絶対的不足										○	○		○
2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺			○	○			○				○	○	○
2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生			○	○									
2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生									○				
3 必要不可欠な行政機能を確保する														
3-1	職員・施設等の被災による機能の大幅な低下								○			○		○
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する														
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止					○								
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態					○								
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態					○				○	○	○		
5 経済活動機能不全を陥らせない														
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下							○						
5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	○		○				○					○	○
5-3	食料等の安定供給の停滞			○				○	○				○	
5-4	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響			○										

事前に備えるべき目標		施策分野													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		町土保全	住宅・都市	ライフライン・廃棄物	保健・医療	情報・通信	産業	交通・物流	行政機能	避難支援	地域の防災力強化	人材育成	老朽化対策	広域連携・官民連携	
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる															
6-1	ライフライン(電気、ガス、上水道、通信等)の長期間にわたる機能停止			○		○								○	○
6-2	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止			○					○				○	○	
6-3	地域交通インフラの長期間にわたる機能不全	○						○						○	
6-4	インフラの長期間にわたる機能不全												○	○	○
7 制御不能・複合災害・二次災害発生させない															
7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生											○	○		○
7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞		○												
7-3	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	○				○				○				○	
7-4	農地・森林等の被害による土地の荒廃						○				○				
8 社会経済 迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する															
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態		○	○									○		
8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態											○	○		
8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失								○		○	○			○
8-4	事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態		○							○					
8-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済への甚大な影響					○	○						○		

第4章 強靱化に向けた推進方針

4-1. 施策の推進方針

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生

1-1-① 建築物 耐震対策	推進 方針	<ul style="list-style-type: none"> ●猪名川町耐震改修促進計画に基づき、住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震化の必要性の意識啓発をはじめ、住宅の耐震診断や耐震改修に対する補助等を推進する。 ●災害時の災害応急対策の活動拠点や被災者の救護の拠点、避難所等としての重要な機能を担う町有施設について、耐震改修等の耐震化整備を実施する。 ●町立小中学校施設における吊り天井等の非構造部材の耐震化や、老朽化対策を進めるための大規模修繕工事や長寿命化計画の策定を行う。 ●町社会教育・社会体育施設において、吊り天井の非構造部材の耐震化や大規模修繕等の老朽化対策を講じる。 ●学校等において、ブロック塀等の安全点検を行い、危険ブロック塀の撤去や改修等の安全対策を進める。
	関連 事業	<p>◇耐震化推進事業 今後、発生が予想される南海トラフ巨大地震などの災害による人的被害低減のため、猪名川町内に存する旧耐震基準の住宅（昭和56年5月31日以前に着工されたもの）所有者に対して、住宅の耐震診断や耐震改修に対する補助等を行い、住宅の耐震化を促進する。</p> <p>◇学校教育施設修繕事業 学校施設等の老朽化に対応するため、大規模修繕を実施する。また、効率的・効果的に老朽化対策を進めるために、長寿命化計画を策定する。</p>
	関連 計画	<ul style="list-style-type: none"> ・猪名川町耐震改修促進計画 ・猪名川町公共施設等総合管理計画
	業績 指標	<p>⇒住宅の耐震化率</p> <p style="text-align: center;">85%（平成27年）→97%（令和8年）</p>

1 直接死を最大限防ぐ		
1-2 住宅地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による死傷者の発生		
1-2-① 危険空家等の除却	推進方針	●危険となる可能性が高い空家等の状況把握に努め、災害時に倒壊や火災のおそれがある空家等については、除却等の対策を推進する。
	関連事業	◇危険空家等対策事業 空家等対策の基礎情報となる空き家などの情報を更新するため、空家等実態調査を実施するとともに、町として計画的な施策等の対策を行うため、所有者の意向調査などを実施する。
1-2-② 不特定多数が集まる施設の耐震化	推進方針	●多数の者が利用するすべての建築物について、耐震化を促進する。
	関連計画	・猪名川町耐震改修促進計画
	業績指標	⇒多数の者が利用する建築物の耐震化率 96%（平成27年）→100%（令和8年）
1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生		
1-3-① 総合的な治水対策	推進方針	●中小河川を含めた町内河川において、河道掘削や築堤等、抜本的な河川対策を進める。 ●河川の中上流部において、浸水実績のあった箇所だけでなく、家屋等に浸水の恐れがある箇所も、上下流バランスに配慮しながら、局所的な事前防災対策を推進する。 ●河川の流下能力を最大限確保するため、計画的に堆積土砂を撤去する。 ●ため池改修に併せた事前放流施設等の整備や地下貯留槽などの雨水貯留浸透施設の整備等により、河川への流出を抑制する流域対策を推進する。
	関連事業	◇水環境保全整備事業・環境保全事業 雨水の有効活用を図ることなどを目的に、雨水貯留施設設置への助成を引き続き実施する。 ◇河川浚渫事業 昨今の相次ぐ河川氾濫などを踏まえ、浸水被害の防止など町が管理する河川で緊急性の高い危険箇所の土砂撤去を実施する。

1 直接死を最大限防ぐ		
1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生		
1-3-② 減災のためのソフト対策	推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●町ホームページで洪水ハザードマップを公開するほか、洪水ハザードマップの周知の徹底、防災情報の配信方法の多重化や高度化等を実施する。 ●災害時に緊急情報を発信するため自治会電子回覧板システムとの連携を主とした災害・防災情報提供システムの構築や、豪雨災害時における被害状況や予報精度の高い気象予測をより詳細に把握するため主要河川への水位計・雨量計・河川カメラの更新設置を行う。
	関連事業	<p>◇災害・防災情報提供システム整備事業 災害時に緊急情報を発信するため、災害・防災情報提供システムを構築する。本システムにより、登録者が所持している端末（スマートフォン、固定電話、FAX等）若しくは町内でキャリア端末を所持している方に対してJアラート情報や災害・防災情報を瞬時に配信できるよう連携及び情報発信手段の一元化などを実現する。</p> <p>◇防災対策事業 豪雨災害時における被害状況や予報精度の高い気象予測をより詳細に把握し、きめ細かい避難発令を実現するため、主要河川への水位計の更新設置を行う。</p>
1-4 土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生		
1-4-① 台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化	推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時に緊急情報を発信するための災害・防災情報提供システムと箇所別土砂災害危険度予測システムを活用し、地域ごとに土砂災害の発生率の高さに応じて情報提供する。
	関連事業	<p>◇災害・防災情報提供システム整備事業〔再掲〕</p> <p>◇箇所別土砂災害危険度予測システム 兵庫県箇所別土砂災害危険度予測システム猪名川町域モデルを構築しているため、災害・防災情報提供システムとの連携した運用を構築する。</p>
1-4-② 山地防災・土砂災害対策	推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●山地防災対策として、砂防堰堤等の施設整備を推進する。また、がけ地に近接した区域において、住民の生命を土砂災害から守るため、急傾斜地崩壊防止対策事業を推進する。 ●土砂災害対策として、土砂災害特別警戒区域内の既存住宅の移転や防護壁等の整備に対する補助等を推進する。
	関連事業	<p>◇急傾斜地崩壊防止対策事業 がけ地に近接した区域において、住民の生命を土砂災害から守るため、県が実施する急傾斜地崩壊防止工事に対し負担する。</p> <p>◇住宅土砂災害対策支援事業移転支援事業 土砂災害特別警戒区域内にある構造基準に適合していない住宅（既存不適格住宅）を土砂災害特別警戒区域外に移転し、代替家屋の建設等を行う者に対し、既存住宅の除却等に要する費用の一部、既存住宅に代わる住宅の建設等に要する費用を借入れた場合</p>

		<p>における利息に相当する額等を補助する。</p> <p>◇防護壁等整備支援事業 土砂災害特別警戒区域内にある構造基準に適合していない住宅（既存不適格住宅）の改修に必要な費用の一部を補助する。</p>
1-4-③ ため池及び 治山対策	推進 方針	<p>●ため池及び治山対策として、大規模ため池等重要な農業水利施設や山地災害危険地区等に対する治山施設の整備を進める。</p> <p>●水田が持っている洪水緩和機能を人為的に高めることで大雨が降った時に雨水を水田に一時的に貯留し、水田からのピーク流出量を抑制するため、田んぼダムを推進する。</p>
	関連事 業	<p>◇農業用施設改良事業 大規模地震や豪雨による決壊、老朽化などによる機能低下が懸念されるため池について、点検及び計画的な改修工事を行い、効果的な防災・減災対策を講じることにより、安定的な農業経営や安全・安心な農村生活の実現に努める。</p> <p>◇農業用ため池の耐震診断調査（農村地域防災減災事業） 防災重点ため池に指定されたため池の内、浸水区域内に家屋・公共施設等が存するため池について「耐震診断」の調査を行う。</p> <p>◇農業用ため池の耐震化改修事業（農村地域防災減災事業） 耐震性を満たさないため池について改修を行う。</p> <p>◇農業用ため池の定期点検（農村地域防災減災事業） 猪名川町内にある防災重点農業用ため池について、定期的に堤体の侵食率や堤体からの漏水の有無等を確認し、ため池の老朽度等の確認調査を行う。</p> <p>◇農業用ため池の整備改修事業（農村地域防災減災事業） 点検により要早期改修と判定されたため池の内、下流側に人命・家屋・公共施設等が存するため池の改修を行う。</p> <p>◇農業用ため池の廃止（農業水路等長寿命化防災減災事業） 農地面積の減少により、利用しなくなったため池について、農地及び住民の安全を確保するため、緊急性が高いため池から補助事業等を活用し、ため池廃止を実施する。</p> <p>◇治山事業 住宅地に近接した山地法面において、山地災害及び土砂流出を未然に防ぐため、溪間・山腹工事を実施する。</p>

1 直接死を最大限防ぐ

1 - 5 暴風等に伴う多数の死傷者の発生

1-5-① 町、消防、 警察等の情 報の迅速な 伝達と共有	推進 方針	●町、消防、警察等関係機関や住民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を進めてきた施策を、今後も推進する。
---	----------	--

2 救助、救急、医療活動が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する		
2-1 被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止		
2-1-① 食料、飲料水の供給体制の確保	推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 平時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があるため、災害発生から3日間分の物資等を確保する必要がある。 ● 非常用備蓄品について、発災後、被災地域からの要請に対応するため、平素から在庫量の把握に努めるとともに、要請に基づいて確保・供給を図る。 ● 大規模災害時の緊急物資・人員輸送の拠点として機能するように、町産業拠点地区の利活用を円滑に実施できるように努める。 ● 避難所への物資を滞りなく届けるために、ラストワンマイルも含めた円滑な支援物資物流の実現に向けた取組を進める。 ● 大規模災害時に被災地で食料・飲料水等の生命に関わる物資供給を確実に円滑に行うために、調達・供給に係る訓練を継続的に実施する。 ● 大規模災害時の飲料水の確保として「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、県内の応急給水用資機材の保有状況を共有し、相互応援による応急給水活動を円滑に進める。
2-1-② 水道施設等の耐震化	推進方針	● 水道施設の老朽化対策と合わせ耐震適合率の向上を推進する。
	関連計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猪名川町水道事業マスタープラン ・ 猪名川町水道事業アセットマネジメント計画・経営戦略
	業績指標	⇒水道基幹管路の耐震適合率 23%（平成30年）→27%（令和6年）
2-1-③ 道路交通機能の強化	推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、国や県と連携して緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図る。 ● 被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊の恐れがある橋梁、および緊急輸送道路の橋梁のうち路面に段差ができる恐れがある橋梁等について、致命的な損傷を避けるため、国や県と連携して橋梁の長寿命化を推進する。 ● 地震対策のため、緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい箇所道路法面の落石・崩壊対策等を、国や県と連携して推進する。 ● 橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、国や県と連携して洪水・土砂災害対策を進める。

	<p>関連 事業</p>	<p>◇橋りょう維持補修事業 町内橋梁 160 橋を道路法に基づき 5 年に一度の定期点検を行い、長寿命化修繕計画を策定する。また、現在の「猪名川町道路橋長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な維持補修を行う。</p> <p>◇トンネル維持補修事業 町内トンネル2施設を道路法に基づき 5 年に一度の定期点検を行い、長寿命化修繕計画を策定する。また、現在の「猪名川町トンネル長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な維持管理を行う。</p>
--	------------------	---

2 救助、救急、医療活動が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する		
2-1 被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止		
2-1-③ 道路交通 機能の強化	関連 事業	<ul style="list-style-type: none"> ◇道路維持補修事業 町道舗装修繕計画に基づき、老朽化した路線の舗装修繕を行う。 また、町道整備計画に基づき、老朽化した道路構造物の修繕を行う。 ◇道路等の維持管理 町道が安全・安心に利用できるよう、定期的な巡回などを実施し、道路や歩道の適切な維持管理に努める。 ◇道路橋定期点検（道路メンテナンス事業補助） 道路橋の各部材の状態を把握・診断し、必要な措置を特定すること及び道路橋長寿命化修繕計画策定に必要な情報を収集する。 ◇道路橋長寿命化修繕計画策定（道路メンテナンス事業補助） 道路橋定期点検結果を基に、長寿命化を図るための修繕計画を策定する。 ◇道路橋維持補修事業（道路メンテナンス事業補助） 道路橋定期点検で措置が必要となった橋梁を修繕し長寿命化を図る。 ◇トンネル定期点検（道路メンテナンス事業補助） トンネルの各部材の状態を把握・診断し、必要な措置を特定する。 ◇トンネル長寿命化修繕計画策定（道路メンテナンス事業補助） トンネル定期点検結果を基に、長寿命化を図るための修繕計画を策定する。 ◇トンネル維持補修事業（道路メンテナンス事業補助） トンネル定期点検で措置が必要となったトンネルを修繕し長寿命化を図る。 ◇道路災害防除事業 道路防災総点検結果に基づき、道路に被害を与える可能性のある自然現象（落石・崩壊・土砂流出など）を防ぐための工事を行う。
2-1-④ 各家庭、 避難所等 における食料・ 燃料備蓄量 の確保	推進 方針	<ul style="list-style-type: none"> ●ライフライン途絶時等に避難者が安心して避難生活を送れるよう、避難所における非常用発電設備の確保を図る。 ●避難所における食料や飲料水を確保するため、民間事業者との協定に基づく備蓄や、市町の相互応援協定等による応急給水体制を構築する。

2 救助、救急、医療活動が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

2-2-① 孤立集落の発生を防ぐ設備整備	推進方針	●孤立集落など道路交通による外部からのアクセスが困難となるおそれがある地区及び集落については、災害時に被害状況を確認する連絡手段を確保し、必要に応じ空から救援できる体制を整備する。
2-2-② 道路交通機能の強化	推進方針	●林道等は、林業生産活動の継続・維持の観点から、付属施設（橋梁）の長寿命化が重要なことから、「兵庫県林道施設点検要領」に基づき、点検、補修に取り組む。
	関連事業	◇林道橋点検（農村漁村地域整備交付金） 林道施設（橋梁など）の長寿命化を図るため、「兵庫県林道橋点検要領」に基づき、5年に1回、林道橋の点検を行い、損傷等の健全性の診断を行う。

2-3 消防等の被災に伴う救助・救急活動等の絶対的不足

2-3-① 消防の災害対応力強化	推進方針	●消防活動については、今後も近隣市との指令業務の共同運用や、消防の連携協力の強化を図り、町の消防力強化を促進する。また、計画的な消防施設の整備や、高機能指令システムの適正な更新維持管理を行う。
	関連事業	◇消防施設整備事業 最新の資機材を積載し、適正な消防活動を実施するため、計画的な消防自動車及び救急自動車を更新する。また、高機能指令システムの適正な更新維持管理により消防力の強化を図る。

2 救助、救急、医療活動が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する		
2-3 消防等の被災に伴う救助・救急活動等の絶対的不足		
2-3-② 地域の防災組織の災害対応力強化	推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模災害では、消防、警察、自衛隊等の防災関係機関が即座に現場に駆け付けるのは困難であるため、消防団や地域の防災組織の充実等を図る。 ●大規模災害発生時に、消防、警察等がすぐに十分な救出・救助活動ができない場合、最初に災害に対応するのは地域のコミュニティであることから、住民一人ひとりが「自助」「共助」の精神を持ち、災害に対する正しい知識を身に付け、災害に備える必要がある。そのため、消防団員や防災士の増加や、自主防災組織の組織化や訓練参加を促進する。
	関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ◇自主防災組織育成事業 地域住民の防災意識の高揚と自主防災組織の体制強化を図るため、引き続き各自主防災組織の研修や訓練を支援する。 ◇救急活動・啓発事業 1人でも多くの命を救うため、心肺蘇生法とAEDの取扱いを学んでいただく救命講習会を引き続き行う。また、救急アドバイザー事業として、自治会、子育てグループ、高齢者を対象とした出前講座を開催し、応急手当の普及や予防救急活動を推進する。
	業績指標	⇒防災士の資格取得者数 48人（令和5年）→100人（令和11年）
2-3-③ 防災関係機関との連携強化・訓練	推進方針	●救出、救助や応急医療等に従事する実動部隊が、相互に連携し、迅速かつ的確な応急対応を推進する必要がある。
2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺		
2-4-① 救急・医療体制の充実	推進方針	●広域的かつ大規模な災害の場合、負傷者が大量に発生し応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、救急搬送体制や、災害時協定の締結等による医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携強化を含めた保健医療体制の強化や、救急救命士の養成を図る。

2 救助、救急、医療活動が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

2-4-② 道路交通機能の強化	推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、国や県と連携して緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図る。〔再掲〕 ●被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊の恐れがある橋梁、および緊急輸送道路の橋梁のうち路面に段差ができる恐れがある橋梁等について、致命的な損傷を避けるため、国や県と連携して橋梁の長寿命化を推進する。〔再掲〕 ●地震対策のため、緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策等を、国や県と連携して推進する。〔再掲〕 ●橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、国や県と連携して洪水・土砂災害対策を進める。〔再掲〕
	関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ◇道路新設改良事業〔再掲〕 ◇橋りょう維持補修事業〔再掲〕 ◇道路維持補修事業〔再掲〕 ◇道路等の維持管理〔再掲〕 ◇道路橋定期点検〔再掲〕 ◇道路橋長寿命化修繕計画策定〔再掲〕 ◇トンネル定期点検〔再掲〕 ◇トンネル長寿命化修繕計画策定〔再掲〕 ◇トンネル維持補修事業〔再掲〕 ◇道路災害防除事業〔再掲〕
2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生		
2-5-① 被災地における疫病・感染症対策に係る体制の構築	推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●被災地における感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する。また、消毒や害虫駆除等の実施体制を構築しておく。
	関連事業	<p>◇感染症対策事業</p> <p>感染症の発生予防及び蔓延予防により住民の健康増進を図ることを目的に、MR、日本脳炎、四種混合、水痘、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチン接種や高齢者インフルエンザなどの予防接種事業を引き続き実施する。また、予防接種法に基づく定期接種を受ける機会がなく、風しんの抗体保有率が他の年代よりも低い世代（昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれ）の男性に対し、令和4年3月末を期限として抗体検査を実施し、風しんの定期予防接種を行う。</p>

2 救助、救急、医療活動が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する		
2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生		
2-5-② 下水道施設の耐震化	推進方針	●生活空間に汚水が滞留することによる疫病・感染症等の発生を防止するため、下水道施設の耐震化、耐水化を実施する。
	関連計画	・猪名川町 下水道事業ストックマネジメント計画・経営戦略
2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生		
2-6-① 避難所の生活の質の確保	推進方針	●スフィア基準も十分に踏まえながら避難所の在り方を見直すとともに、簡易ベッドや間仕切り用パーティション等の設置による避難所環境整備に係る避難所における生活の質の確保を図る。 ●大規模災害への対応をするための防災体制を構築するため、民間事業者との協定に基づく物品（主に避難所資機材）の確保等が可能となるよう協定を締結し、実証効果を測定する訓練も併せて実施する。
	関連計画	・猪名川町地域防災計画

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

3-1-① 災害時即時 対応体制の 強化	推進 方針	<ul style="list-style-type: none">●災害時の緊急事態の発生に備えて、平時から職員に対して研修等を実施し、即時対応体制を構築する。●職員が発災時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施することができるよう、職員行動マニュアルを作成し、周知徹底を図る。●発災後の初動対応は被害の発生拡大の防止に対し重要であることから、災害発生時の体制強化を図る。●国や県等が実施する研修や訓練に積極的に参加し、防災担当職員の災害対応能力の向上を図る。●町での対応が困難となる場合に備え、防災関連機関や公益的事業を営む企業等との連携や防災体制の充実強化を図る。●他の自治体や関係機関から支援を円滑に受けるための受援体制を整備する。
	関連 計画	・猪名川町業務継続計画

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する		
4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止		
4-1-① 情報通信 手段の確保	推進 方針	<ul style="list-style-type: none"> ●民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう、衛星通信を活用する。 ●長期電源途絶等に対する行政情報通信システム（非常時に優先される重要業務等に限る）の機能を確保し、必要に応じた対策を講じる。
4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態		
4-2-① 情報提供手 段の確保	推進 方針	●テレビ・ラジオ放送が中断した際にも情報提供ができるよう、代替手段の整備やその基盤となる災害・防災情報提供システム等で防災情報を発信する。
	関連 事業	<ul style="list-style-type: none"> ◇災害・防災情報提供システム整備事業〔再掲〕 ◇ひょうご防災ネット ◇災害・防災情報提供システム
4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態		
4-3-① 情報収集・ 提供に係る 人材育成	推進 方針	●フェニックス防災システム等により得られた情報の効率的な利活用をより一層充実させるため、操作研修や訓練等を通じて、町の人材育成を推進する。
4-3-② 災害時要援 護者の避難 支援体制の 構築	推進 方針	<ul style="list-style-type: none"> ●町による避難行動要支援者名簿の整備に合わせて、名簿の掲載者一人ひとりについて、災害時の情報伝達から避難所等への誘導まで、一連の行動を想定した具体的な個別避難計画を地域において作成し、避難行動要支援者の避難支援体制を整備していく。 ●災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者等に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、平常時から地域における支援体制づくりや、社会福祉施設や医療施設等の防災対策の充実を図る。 ●外国人に対しては、多言語による防災に関する知識の普及啓発や、避難場所等の情報発信を図る。 ●「猪名川町地域防災計画」に定められた要配慮者利用施設の管理者は、避難確保計画の作成等を進められるよう町はこれを支援する。

5 経済活動を機能不全に陥らせない		
5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下		
5-1-① 町内事業所 BCP策定 の推進	推進 方針	●大規模災害時における事業所の被災や生産力の低下を防ぐため、町内企業のBCPの策定を促進する。
5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響		
5-2-① 道路交通 機能の強化	推進 方針	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、国や県と連携して緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図る。〔再掲〕 ●被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊の恐れがある橋梁、および緊急輸送道路の橋梁のうち路面に段差ができる恐れがある橋梁等について、致命的な損傷を避けるため、国や県と連携して橋梁の長寿命化を推進する。〔再掲〕 ●地震対策のため、緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策等を、国や県と連携して推進する。〔再掲〕 ●橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、国や県と連携して洪水・土砂災害対策を進める。〔再掲〕
	関連 事業	<ul style="list-style-type: none"> ◇道路新設改良事業〔再掲〕 ◇橋りょう維持補修事業〔再掲〕 ◇道路維持補修事業〔再掲〕 ◇道路等の維持管理〔再掲〕 ◇道路橋定期点検〔再掲〕 ◇道路橋長寿命化修繕計画策定〔再掲〕 ◇トンネル定期点検〔再掲〕 ◇トンネル長寿命化修繕計画策定〔再掲〕 ◇トンネル維持補修事業〔再掲〕 ◇道路災害防除事業〔再掲〕

5 経済活動を機能不全に陥らせない		
5-3 食料等の安定供給の停滞		
5-3-① 農林業に係る生産基盤等の強化	推進 方針	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農畜産物の生産・流通に関連する施設の耐災害性の強化を図る。 ●農林業の生産基盤等について、農業水利施設、農道橋の耐震化や保全対策、生産基盤施設の耐震化など、総合的な防災・減災対策を推進する。 ●農林業を支えるインフラの老朽化が進行し、突発的な事故の増加や施設機能の低下が懸念される。これらは、食料生産・供給等を支えるだけでなく、農山村における生活基盤を支える役割も果たしていることから、効率的な補修・更新に取り組む。
5-3-② 道路交通機能の強化	推進 方針	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、国や県と連携して緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図る。〔再掲〕
5-4 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響		
5-4-① 水資源の有効利用等の推進	推進 方針	<ul style="list-style-type: none"> ●異常渇水に備えるため、農業用水の有効利用等の取組を進める。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる		
6-1 ライフライン（電気、ガス、上水道、通信等）の長期間にわたる機能停止		
6-1-① ライフライン関係事業者の防災対策	推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●電力事業者における平時からの関係機関との相互連携協力体制の構築や従業員への防災教育等による災害予防、復旧用資機材等の確保・整備を進めるとともに、災害時の応急対策に向けた連携体制を確保しておく必要がある。 ●通信事業者における災害時における通信サービスを確保するための通信網の整備や災害対策用機器の整備・充実等を推進する。
6-1-② 上水道施設の防災対策	推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●上水道施設等の老朽化対策に合わせて耐震化を促進する。 ●町営水道における断水等の被害を最小限とするため、水道施設の計画的な整備や保守点検、災害時の資機材の確保等を推進する。 ●水道施設の老朽化対策においては、将来の健全な事業経営に配慮して計画的な施設更新を進めるとともに、施設点検・診断結果に基づく適切な維持補修の実施により、ライフサイクルコストの最小化を図る。
	関連事業	◇北部水道施設の統廃合（生活基盤施設耐震化等交付金） 将来的に県水を安定的に北部地域へ供給する。また、老朽化施設の統廃合を行い維持管理コストの軽減を図る。
	関連計画	<ul style="list-style-type: none"> ・猪名川町 水道事業マスタープラン ・猪名川町 水道事業アセットマネジメント計画・経営戦略
	業績指標	⇒水道基幹管路の耐震適合率 23.0%（平成30年）→27%（令和6年）〔再掲〕
6-2-① 下水道施設の耐震化等	推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●日常生活に欠くことのできない下水道施設の長期間にわたる機能停止を防止するため、現在の耐震性を維持する。 ●下水道施設の耐震性の維持に向けた人材育成、適切な組織体制を構築する。
	関連計画	・猪名川町 下水道事業ストックマネジメント計画・経営戦略計画

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる		
6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止		
6-2-② 浄化槽 の老朽 化対策	推進 方針	●浄化槽については、老朽化した単独処理浄化槽（トイレ排水のみを処理）から災害に強い合併処理浄化槽（家庭排水全般を処理）への転換を促進する。また、浄化槽台帳を整備し、設置・管理状況の把握を促進する。
6-3 地域交通 長期間 機能不全		
6-3-① 道路交 通機能 の強化	推進 方針	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急輸送道路を含め、被災した場合に社会的影響が大きい箇所（道路法面の落石・崩壊対策等）を推進する。 ●緊急輸送道路を含め、被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊の恐れがある橋梁、致命的な損傷を避けるため、橋梁の長寿命化を推進する。 ●災害時にも道路交通機能を確保するため、洪水・土砂災害対策を進める。 ●緊急時の輸送道路や迂回路としての機能も併せ持つ重要な農道橋について、今後発生が懸念される南海トラフ地震や猪名川町直下型地震等に備えて耐震化を図る。 ●林道等は、林業生産活動の継続・維持の観点から、付属施設（橋梁）の長寿命化が重要なことから、「兵庫県林道施設点検要領」に基づき、点検、補修に取り組む。〔再掲〕
	関連 事業	<ul style="list-style-type: none"> ◇林道橋点検〔再掲〕 ◇道路災害防除事業〔再掲〕 ◇道路橋長寿命化修繕計画策定【再掲】
6-4 インフラの長期間にわたる機能不全		
6-4-① 老朽化 対策の 着実な 推進	推進 方針	●町管理の社会基盤施設の維持管理・更新を確実に実施し、計画的・効率的に老朽化対策を推進する。
	関連 計画	・猪名川町 下水道事業ストックマネジメント計画・経営戦略計画

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

7-1-① 消防の災害 対応力強化	推進 方針	<ul style="list-style-type: none"> ●消防活動については、今後も近隣市との指令業務の共同運用や、消防の連携協力の強化を図り、町の消防力強化を促進する。また、計画的な消防施設の整備や、高機能指令システムの適正な更新維持管理を行う。〔再掲〕 ●地域防災力の中核を担う消防団の充実強化を図る。 ●地域防災力の充実強化を図るため消防団が自主防災組織等と連携して行う実践的な訓練や研修を支援する。 ●企業の自衛消防組織や従業員、消防職・団員 OB 等の活用による機能別消防団員確保対策を支援する。
	関連 事業	<ul style="list-style-type: none"> ◇消防施設整備事業〔再掲〕 ◇自主防災組織育成事業〔再掲〕

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞

7-2-① 住宅・建築物の耐震化	推進 方針	●沿線・沿道の建築物倒壊に伴う道路の閉塞を防ぐため、住宅・建築物の耐震化の必要性の意識啓発をはじめ、住宅の耐震診断や耐震改修に対する補助等を推進する。
	関連 事業	◇耐震化推進事業〔再掲〕
	関連 計画	・猪名川町耐震改修促進計画

7-3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

7-3-① ため池等の 整備	推進 方針	●決壊すると下流へ大きな被害を及ぼすおそれのある防災重点農業用ため池の豪雨に対する詳細調査の定期的な実施や耐震調査の実施を通じて、改修が必要なため池を把握し、調査結果に基づく計画的な改修を進める。
	関連 事業	<ul style="list-style-type: none"> ◇農業用施設改良事業〔再掲〕 ◇農業用ため池の耐震診断調査〔再掲〕 ◇農業用ため池の耐震化改修事業〔再掲〕 ◇農業用ため池の定期点検〔再掲〕 ◇農業用ため池の整備改修事業〔再掲〕 ◇農業用ため池の廃止〔再掲〕

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

7-3-② 台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化	推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時に緊急情報を発信するため災害・防災情報提供システムを構築する。豪雨災害時における被害状況や予報精度の高い気象予測をより詳細に把握するための主要河川への水位計・雨量計・河川カメラの更新設置を行う。〔再掲〕 ●決壊すると下流へ大きな被害を及ぼすおそれのある防災重点農業用ため池の豪雨に対する詳細調査の定期的な実施や耐震調査の実施を通じて、改修が必要なため池を把握し、調査結果に基づく計画的な改修を進める。〔再掲〕
	関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ◇災害・防災情報提供システム整備事業〔再掲〕 ◇防災対策事業〔再掲〕 ◇防災重点農業用ため池の浸水想定区域図作成（農村地域防災減災事業） 農業用ため池のうち、防災重点農業用ため池に指定されたため池のため池浸水想定区域図の作成を行う。 ◇農業用ため池のハザードマップの作成（農業水路等長寿命化防災減災事業） 農業用ため池のうち、家屋・公共施設等が密集している防災重点農業用ため池に指定されたため池（2箇所）のハザードマップを作成する。
7-3-③ 山地防災・土砂災害対策	推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●山地防災対策として、砂防堰堤等の施設整備を推進する。また、がけ地に近接した区域において、住民の生命を土砂災害から守るため、急傾斜地崩壊防止対策事業を推進する。〔再掲〕
	関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ◇急傾斜地崩壊防止対策事業〔再掲〕
7-4 農地・森林等の被害による土地の荒廃		
7-4-① 農地・農業水利施設等の保全管理	推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●農地・農業水利施設等の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動を可能にする体制整備を推進する。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-4 農地・森林等の被害による土地の荒廃

7-4-② 災害に強い森づくり の推進	推進 方針	● 「災害に強い森づくり」では、林業の採算性悪化による人工林の手入れ不足や、生活様式の変化等に伴う里山林の放置などにより、森林の防災機能等が低下する中、多発する局地的豪雨による斜面崩壊・流木発生対策など新たな課題にも対応するため、適正な森林の保全等に取り組む。
	関連 事業	◇里山再生整備事業 豊かな森林環境である里山を後世に残していくため、「猪名川町里山再生基本構想」に基づく各種施策を実施する。里山再生事業の中核を成すと言える「猪名川町木質ペレット製造事業」については、その運営主体である森林組合に対して必要な支援を実施する。また、人の手が山に入り、木を切り出すのに不可欠である、林内作業道の設置にかかる補助事業を継続実施する。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する		
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態		
8-1-① 災害廃棄物 処理	推進 方針	<ul style="list-style-type: none"> ●災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、「猪名川町災害廃棄物処理計画」に記載された仮置場候補地（町有地）を継続的に確認する。 ●「猪名川町災害廃棄物処理計画」の実効性の向上に向けて、教育訓練により人材育成を図る。
	関連 計画	・猪名川町災害廃棄物処理計画
8-1-② 堆積土砂の 撤去	推進 方針	●災害等により宅地などの私有地に土砂・廃棄物などが堆積した場合、堆積土砂排除事業を活用し、町による土砂等の一括撤去を促進する。
8-2 復興支人材等（専門家 労働者 地域 精通 技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、人材の不足等により復興できなくなる事態		
8-2-① 人材の育成、 確保	推進 方針	●猪名川町防災士の会と共同し、住民への防災に関する知識を深めるとともに、被災地の復興に貢献する人材の育成を図る。
8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失		
8-3-① 地域の防災 人材の育成	推進 方針	●災害発生時の対応力を向上するために、町の災害対策本部員や危機管理担当職員などが災害対策に必要な事項を体系的に習得できるようにする。
8-3-② こころのケア体 制の強化	推進 方針	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模災害時の精神保健医療の需要拡大に対応するため、他自治体からの DPAT※等の円滑な受入体制を整備する。 ※DPAT：災害派遣精神医療チーム（こころのケアチーム）
8-3-③ 災害ボランティ ア活動支援体 制の整備	推進 方針	●災害時には、災害ボランティアセンターを速やかに立ち上げ、円滑な運営ができるよう備えるとともに、災害ボランティアの裾野の拡大や、災害ボランティアを社会全体で支える仕組みづくりを推進する。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

8-3-④ 文化財の耐災害性の向上	推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財の耐震化、防火対策、防災設備の整備等を推進するほか、文化財災害対応訓練を継続的に実施する。 ●博物館における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめる取組を実施する。
	関連事業	<p>◇防災訓練、消防設備点検の実施 地元・消防・教育委員会三者合同で町内に所在する指定文化財（建造物：神社）の防災訓練を実施し（1回／年）、国登録文化財静思館では、教育委員会による防火訓練を実施している（1回／年）。また、町内に所在する指定文化財（建造物）6件について、地元・消防・教育委員会三者合同で消防設備点検を実施している（1回／年）。</p> <p>◇博物館類似施設における展示方法の工夫 ふるさと館では、陶磁器等について転倒防止等を考慮した展示を行っている。</p> <p>◇指定文化財の防火対策 国指定戸隠神社消防設備点検費用補助 国・県・町指定神社建築への防災設備補助</p>
	業績指標	⇒文化財災害対応訓練等の開催回数 1回（毎年）実施予定

8-4 事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

8-4-① 地籍調査の実施	推進方針	●災害後の円滑な復旧・復興を確保するため、地籍調査の更なる推進を図る。
	関連事業	◇地籍調査事業 正確な土地の測量を実施することにより、土地の正しい位置、形、地番及び地積を明らかにし、総合的な土地政策を推進する基礎データを作成するため、地籍調査を実施している。
	業績指標	⇒地籍調査の進捗率（山林部等を除く） 64%（令和7年）→100%（令和28年）

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する		
8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済への甚大な影響		
8-5-① 災害発生時における 情報発信	推進 方針	●災害発生時において、正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておくとともに、正確な情報の収集や提供に係る体制を強化する。
8-5-② 失業者に対する 早期再就職 支援	推進 方針	●失業者に対する早期再就職支援に係る体制を強化する。

4-2. 施策の重点化

財政状況が厳しい中、限られた資源で効率的・効果的に強靱化を推進するためには、施策の優先順位が高いものについて、重点化しながら進める必要がある。

本町では、以下の推進施策を重点化するものとする。

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ	重点施策
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	1-1-① 建築物の耐震対策
	1-4	1-4-② 山地防災・土砂災害対策
		1-4-③ ため池及び治山対策
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-3	2-3-② 地域の防災組織の災害対応力強化
	2-5	2-5-① 被災地における疫病・感染症対策に係る体制の構築
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-2	4-2-① 情報提供手段の確保

第5章 計画の推進

5-1. 計画の推進体制

本町の強靱化施策の推進に当っては、全庁横断的な体制のもとで取り組む必要がある。さらに、国、県、関係機関、民間事業者、地域コミュニティ、住民等との協働・連携を進めることが重要であり、平時から様々な取組を通じた関係の構築を進めるとともに、全町一丸となって効果的な強靱化施策を実施する。

また、本計画による強靱化を推進するため、関連の計画（下記）とも整合を図りつつ、各種の強靱化推進事業【別紙 2】の計画的な実施を図る。

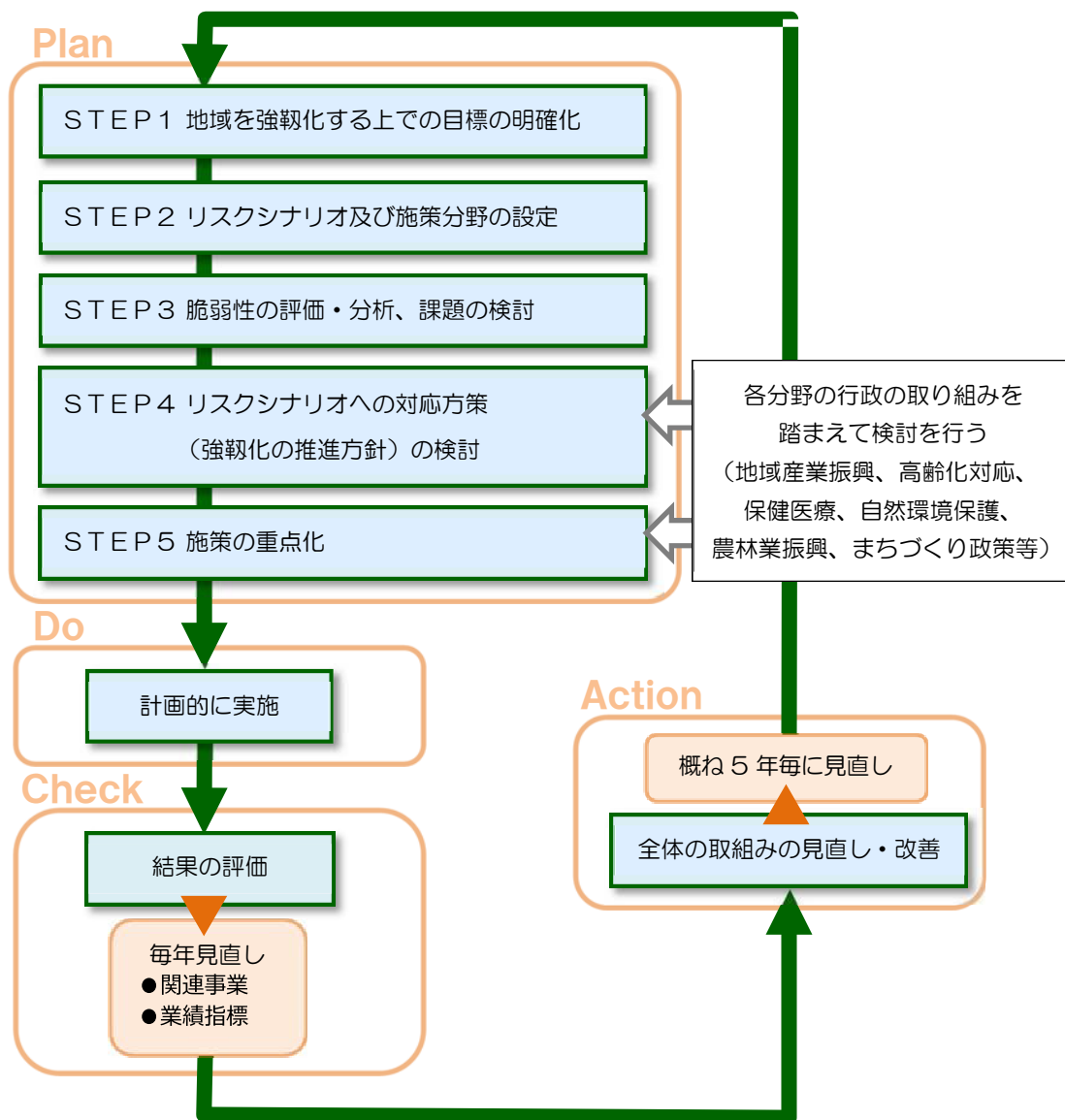
強靱化を推進する関連計画

- 第六次猪名川町総合計画後期基本計画
（令和 7年 3月策定：計画期間 令和 2～11 年度）
- 猪名川町都市計画マスタープラン
（平成 28年 3月改定：計画期間 平成 14 年度～令和 3 年度）
- 猪名川町地域防災計画（令和 7 年度修正）
- 猪名川町業務継続計画（平成 30 年 3 月策定）
- 猪名川町道路橋長寿命化修繕計画
（令和 8年 3月策定：計画期間 令和 8 年度～令和13 年度）
- 猪名川町トンネル長寿命化修繕計画
（令和 8年 3月策定：計画期間 令和 8 年度～令和13 年度）
- 猪名川町公園施設長寿命化計画
（平成 30年 3月策定：計画期間 平成 30 年度～令和 9 年度）
- 猪名川町耐震改修促進計画
（平成 28 年 10 月策定：計画期間 平成 28 年度～令和 7 年度）
- 猪名川町公共施設等総合管理計画
（平成 29年 3月策定（令和 5 年 3月改定）
：計画期間 平成 29 年度～令和 28 年度）
- 猪名川町人口ビジョン
（平成 28年 3月策定：計画期間 平成 27 年度～令和 42 年度）
- 猪名川町土地利用計画
（平成 28年 3月策定 10 年後の目標達成をめざす）
- 猪名川町水道事業ビジョン
（令和 6 年 3月策定：計画期間 令和 5 年度～令和14年度）
- 猪名川町下水道事業ストックマネジメント計画 経営戦略
（令和 6 年 3月策定：計画期間 令和 5 年度～令和 14年度）
- 猪名川町災害廃棄物処理計画（令和 2 年 3 月策定） 等

5-2. 計画の進捗管理

本計画を効率的かつ効果的に推進するため、業績指標の目標値をもとに達成状況进行评估し、今後発生する災害の検証も加えながら、必要に応じて見直し（改善）を図ることが重要である。そのため、PDCA サイクル（Plan:計画、Do:実行、Check:評価、Act:改善）により、施策の見直しを行っていく。PDCA サイクルの実践を通じて、課題解決のために必要な施策の重点化・優先順位付けに関する見直しを行う。

また、本計画のフォローアップについては、社会経済情勢の変化、施策の実施状況、国、市町、関係機関の動向を踏まえ、さらに大規模自然災害の発生などによってそれまで認識されず早急な整理が必要な問題点（脆弱性）が発見された場合には、必要に応じて計画の見直しを行うほか、関連事業や業績指標の見直しも適時行うものとする。



【別紙 1】 脆弱性評価結果

1 直接死を最大限防ぐ	
1-1 巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生	
NO.	脆弱性評価結果
1-1-① 建築物の 耐震対策	<p>○猪名川町耐震改修促進計画に基づき、住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震化の必要性の意識啓発をはじめ、住宅の耐震診断や耐震改修に対する補助等を推進する必要がある。</p> <p>○消防庁舎の耐震化率は 100%を達成しているが、災害時の災害応急対策の活動拠点や被災者の救護の拠点、避難所等としての重要な機能を担う町有施設について、耐震改修等の耐震化整備が必要なものがある。</p> <p>○町立小中学校施設はすべて耐震性を有しているが、吊り天井等の非構造部材の耐震化や大規模修繕等の老朽化対策が課題である。</p> <p>○ブロック塀等の倒壊による道路の閉塞防止や歩行者の安全確保を図るため、学校等において、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める必要がある。</p>
1-2 住宅地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生	
1-2-① 危険空家等 除却	○危険となる可能性が高い空家等の状況把握に努め、災害時に倒壊や火災のおそれがある空家等については、除却等の対策を推進する必要がある。
1-2-② 不特定多数 が集まる施設 の耐震化	○多数の者が利用する建築物の耐震化率は 96%（「猪名川町耐震改修促進計画（平成 28 年 10 月改定）」）であるが、役場本庁舎を含めた旧耐震基準の施設は、新耐震基準への適応が求められている。
1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	
1-3-① 総合的な 治水対策	<p>○猪名川町は猪名川等の河川氾濫による浸水想定区域が公表されており、過去にも多数の浸水被害が発生している。災害に強い基盤を整備するため、中小河川を含めた町内河川において総合的な治水対策を進める必要がある。</p> <p>○雨水整備率は 38.1%（令和元年）であるが、近年多発する局地的大雨による浸水被害を軽減するため、河川への流出を抑制する流域対策を推進する必要がある。</p>

<p>1-3-② 減災のためのソフト対策</p>	<p>○町ホームページで洪水ハザードマップを公開しているが、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、自治会電子回覧板システムとの連携を主とした災害・防災情報提供システムの構築や予報精度の高い気象予測をより詳細に把握するため主要河川への水位計・雨量計・河川カメラの更新設置をし、さらに情報収集に努める。</p> <p>○災害発生時には様々な機関と連携する必要があるため、関係機関と協定を締結し防災体制整備等の構築を強化する。</p>
<p>1-4 土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生</p>	
<p>1-4-① 台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化</p>	<p>○大規模な土砂災害（深層崩壊）への対応が困難であるため、災害・防災情報提供システムと箇所別土砂災害危険度予測システムを活用し、住民への危険箇所周知や自主避難等の判断材料となるリアルタイムの危険度情報を提供する。</p>
<p>1-4-② 山地防災・土砂災害対策</p>	<p>○町内では土砂災害警戒区域が 379 ヶ所、土砂災害特別警戒区域が、249ヶ所指定されている。多くの土砂災害危険箇所数を有する猪名川町では、土砂災害に対する施設整備が途上であることなどから、県等と連携し、砂防堰堤等の施設整備を推進する必要がある。</p> <p>○土砂災害の発生が懸念される土砂災害特別警戒区域内での人的被害を防ぐため、土砂災害特別警戒区域内の既存住宅の移転や防護壁等の整備に対する補助等を推進する必要がある。</p>
<p>1-4-③ ため池及び治山対策</p>	<p>○山村の地域活動の停滞、管理不全による森林・農地の国土保全機能の低下、地球温暖化に伴う集中豪雨の頻発化など山間部の災害リスクの高まりに対応するため、大規模ため池等重要な農業水利施設や山地災害危険地区等に対する治山施設の整備を進める必要がある。</p> <p>○水田が持っている洪水緩和機能を人為的に高めることで、大雨が降った時に雨水を水田に一時的に貯留し、水田からのピーク流量を抑制するため田んぼダムを推進する。</p>
<p>1-5 暴風等に伴う多数の死傷者の発生</p>	
<p>1-5-① 町、消防、警察等の情報の迅速な伝達と共有</p>	<p>○消防救急デジタル無線の整備については平成25年に実施しているが、情報伝達手段の多様化、消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、町、消防、警察等関係機関や住民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が進められてきており、それらの施策を推進する必要がある。</p>

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	
2-1 被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	
2-1-① 食料、飲料水の供給体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生から 3 日間は、平時のルートによる供給や外部からの支援が困難になるおそれがあることから、食料、飲料水等の確保を維持する。 ○非常用備蓄品について、発災後、被災地域からの要請に対応するため、平素から在庫量を把握しておく必要がある。 ○近年発生した台風や豪雨により被災した自治体では、応急給水用資機材が不足し、十分な応急給水活動ができず、住民の生活が大きく混乱したことを踏まえ、大規模災害時の飲料水を確保するため、県内の相互応援による応急給水活動を円滑に進める必要がある。
2-1-② 水道施設等の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ○水道基幹管路の耐震適合率は 33.1% (令和6 年) であり、配水池や管路等の被災により、町内広範囲が長期にわたり断水する懸念があるため、老朽化対策と合わせ耐震化を推進する必要がある。
2-1-③ 道路交通機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模災害に幹線道路が被災した場合、救命・救急活動や支援物資の輸送等を行うルートを確認できなくなるおそれがあるため、被災した場合に社会的影響が大きい橋梁や緊急輸送道路の橋梁について、長寿命化を推進する必要がある。 ○緊急時に、円滑で効率的な輸送体制が確保できるよう、被災した場合に社会的影響が大きい箇所道路法面や緊急輸送道路の道路法面について、落石・崩壊対策等を推進する必要がある。 ○浸水被害や土砂災害により道路交通機能が失われる可能性があるため、橋梁の長寿命化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、国や県と連携して洪水・土砂災害対策を進める必要がある。
2-1-④ 各家庭、避難所等における食料・燃料備蓄量の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所において、電力や飲料水が確保できない場合、避難者が安心して避難生活を送るため、電力や飲料水の確保を行う必要がある。 ○避難所となる小学校等に、トイレや清掃等に必要の生活用水を確保することで、避難所の衛生環境の維持を図る必要がある。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	
2-2-① 孤立集落の発生を防ぐ設備整備	○猪名川町は地形上、特に中山間地を含む北部地域においては、一部道路への被害発生によって、その先広範囲の集落が孤立集落となる可能性があるため、災害時に被害状況を確認する連絡手段を確保し、必要に応じ空から救援できる体制整備を強化する。
2-2-② 道路交通機能の強化	○基幹林道等の橋梁を対象とした点検・診断は令和2年度から3箇所実施しているが、災害時に林道が被災した場合、林業生産活動に加えて、山村地域の生活基盤に大きな影響を与えるおそれがあるため、継続的な点検・診断が必要である。
2-3 消防等の被災に伴う救助・救急活動等の絶対的不足	
2-3-① 消防の災害対応力強化	○消防本部職員の条例定数は56人となっており、今後も継続して人員体制を強化していく必要がある。 ○消防力の整備指針に基づく消防ポンプ自動車の充足率は100%、人員については76.7%（令和7年）である。消防活動については平成23年に近隣市と指令業務の共同運用を開始しているが、引き続き消防の連携協力の強化を図り、町の消防力強化を促進する必要がある。
2-3-② 地域の防災組織の災害対応力強化	○大災害発生時に、消防、警察、自衛隊等の防災関係機関が即座に現場に駆け付けることが困難であるおそれがあり、自主防災組織の災害対応力を強化するため、地区防災計画の策定を促す必要がある。 ○大災害発生時に、消防、警察等がすぐに十分な救出・救助活動ができないおそれがあるため、消防団等による地域の防災力の充実に図る必要がある。
2-3-③ 防災関係機関との連携強化・訓練	○令和6年度において、校区防災訓練は6回（参加人数932人）、自主防災組織訓練は10回（参加人数322人）実施しているが、救出、救助や応急医療等に従事する実動部隊が、相互に連携し、迅速かつ的確な応急対応を推進するため、被害想定に基づく実践的な訓練を実施する必要がある。
2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	
2-4-① 救急・医療体制の充実	○広域的かつ大規模な災害の場合、負傷者が大量に発生し応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあるため、救急・医療体制の強化を図る必要がある。

<p>2-4-② 道路交通機能の強化</p>	<p>○大規模災害に幹線道路が被災した場合、救命・救急活動や支援物資の輸送等を行うルートを確認できなくなるおそれがあるため、被災した場合に社会的影響が大きい橋梁や緊急輸送道路の橋梁について長寿命化を推進する必要がある。〔再掲〕</p> <p>○緊急時に、円滑で効率的な輸送体制が確保できるよう、被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面や緊急輸送道路の道路法面について、落石・崩壊対策等を推進する必要がある。〔再掲〕</p> <p>○浸水被害や土砂災害により道路交通機能が失われる可能性があるため、橋梁の長寿命化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、国や県と連携して洪水・土砂災害対策を進める必要がある。〔再掲〕</p>
<p>2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生</p>	
<p>2-5-① 被災地における疫病・感染症対策に係る体制の構築</p>	<p>○感染症流行時における災害発生や、被災地における感染症の発生・まん延を防ぐためには、平時から予防接種等の実施体制を構築しておく必要がある。</p>
<p>2-5-② 下水道施設の耐震化</p>	<p>○下水道重要幹線等の耐震化率は令和元年に100%となっているが、布設されて40年以上経過している汚水管渠がある等老朽化が進んでいる。下水道施設の点検調査や修繕・改築により耐震性が維持されなければ、地震災害時に長期間にわたる機能停止が発生するおそれがある。</p>
<p>2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生</p>	
<p>2-6-① 避難所の生活の質の確保</p>	<p>○長期に渡る避難生活や、劣悪な避難生活環境によって被災者の健康状態が悪化しないよう、簡易ベッドや間仕切り用パーティション等のスフィア基準を満たす避難所環境整備資機材を確保し、避難所における安定した生活の質を図る必要がある。</p>

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

3-1-① 災害時即時 対応体制の強化

- 災害時の緊急事態の発生に備え、平時から職員に対して研修等を実施し、即時対応体制を整備しておく必要がある。
- 職員が発災時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施することができるよう、マニュアル等を整備する必要がある。
- 被害の発生拡大の防止のため、発災後の初動対応を円滑に進めるための体制を整えておく必要がある。
- 大規模災害に備え、国や県等が実施する研修や訓練に積極的に参加し、防災担当職員の災害対応能力の向上を図る必要がある。
- 町での対応が困難となる場合に備え、防災関連機関や公益的事業を営む企業等との連携や防災体制の充実強化を図る必要がある。
- 大規模災害時には町単独での対応は困難になることが予想されることから、他の自治体や関係機関から支援を円滑に受けるための受援体制を整備しておく必要がある。

4 必要不可欠な情報通信機能 情報サービスは確保する	
4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	
4-1-① 情報通信手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○民間通信事業者の回線が停止した場合、情報通信の手段が麻痺し、災害救助活動が機能停止に陥るおそれがあるため、衛星通信を活用できる体制を構築する必要がある。 ○電源が長期にわたって途絶した場合、行政情報通信システムの機能が確保できなくなるおそれがあるため、必要に応じた対策を講じる必要がある。
4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	
4-2-① 情報提供手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における主な情報入手手段であるテレビ・ラジオ放送が中断した場合、住民に対する十分な災害情報提供ができなくなるおそれがあるため、災害・防災情報提供システム等で情報配信ができる体制を構築する必要がある。
4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	
4-3-① 情報収集・提供に係る人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における情報収集・提供に関する機器を扱うことができる人材を平時から育成する必要がある。
4-3-② 災害時要援護者の避難支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者の避難支援体制整備を引き続き推進していく必要がある。 ○災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者等に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、個別避難計画の作成を促進させることにより、平常時から地域における支援体制づくりや、社会福祉施設や医療施設等の防災対策の充実を図る必要がある。 ○日本語が理解しにくい外国人の安全を確保するため、多様な情報発信手段の整備を図る必要がある。 ○平成 29 年の水防法及び土砂災害防止法の改正により、「猪名川町地域防災計画」に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられることとなったため、当該施設管理者は、避難確保計画の作成等を進める必要がある。

5 経済活動を機能不全に陥らせない	
5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	
5-1-① 町内事業所 BCP策定の 推進	<p>○町内には令和3年で 598 ヶ所の事業所があり、最も多いのが卸売業・小売業の 137 ヶ所、次いで建設業が 78 ヶ所であるが、大規模災害時に、町内事業所が被災した場合、商業活動や企業の生産力の低下が発生するおそれがある。</p>
5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	
5-2-① 道路交通機能 の強化	<p>○大規模災害に幹線道路が被災した場合、救命・救急活動や支援物資の輸送等を行うルートを確認できなくなるおそれがあるため、被災した場合に社会的影響が大きい橋梁や緊急輸送道路の橋梁について、長寿命化を推進する必要がある。〔再掲〕</p> <p>○緊急時に、円滑で効率的な輸送体制が確保できるよう、被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面や緊急輸送道路の道路法面について、落石・崩壊対策等を推進する必要がある。〔再掲〕</p> <p>○橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、国や県と連携して洪水・土砂災害対策を進める必要がある。</p>
5-3 食料等の安定供給の停滞	
5-3-① 農林業に 係る生産基盤 等の強化	<p>○猪名川町で生み出す農産物は米や野菜、そばが主要作物となっているが、高齢化による担い手の減少が課題となっており、大規模災害が発生し生産・流通施設が被災した場合、円滑な食料供給が長期間にわたって維持できなくなるおそれがある。</p> <p>○猪名川町では農業者の安定した生活の確保や新たな担い手の獲得、町内の森林資源の適正な管理が課題となっているが、農林業の生産基盤等が被災した場合、地域の農林業を守り活かす活力が失われるおそれがある。</p> <p>○町内の総農家数は減少しており、担い手減少と高齢化が進み、町域の約 80%を占める森林は整備が行き届いていない山林が増加している。このような背景のもと、農林業を支えるインフラの老朽化が進行しており、突発的な事故の増加や施設機能の低下が懸念される。</p>
5-3-② 道路交通機能 の強化	<p>○大規模災害に幹線道路が被災した場合、救命・救急活動や支援物資の輸送等を行うルートを確認できなくなるおそれがあるため、被災した場合に社会的影響が大きい橋梁や緊急輸送道路の橋梁について、長寿命化を推進する必要がある。〔再掲〕</p>

5 - 4 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	
5-4-① 水資源の有効 利用等の推進	○猪名川町では平成 6、14、16 年度に少雨による節水が余儀なくされ、水源の乏しさが浮き彫りになっているため、異常渇水等に備えて、平時から水資源の有効利用等の取組を進める必要がある。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	
6-1 ライフライン（電気、ガス、水道、通信等）の長期間にわたる機能停止	
6-1-① ライフライン関係事業者の防災対策	<p>○関西電力送配電株式会社、大阪ガス株式会社、といった事業者に対して、平時から災害時の応急対策に向けた連絡体制を確保しておく必要がある。</p> <p>○NTT西日本株式会社等の通信事業者に対して、平時から災害時における通信サービスを確保するための通信網の整備や災害対策用機器の整備・充実等を推進する必要がある。</p>
6-1-② 上水道施設の防災対策	<p>○水道基幹管路の耐震適合率は 33.1%（令和6年）であり、令和6年時点の耐震化率は浄水施設 18.2%、配水池 72.6%である。地震災害時には上水道施設等が被災し断水が長期化するおそれがある。</p> <p>○猪名川町の水道施設は約 70%が昭和期に建設されたものであり、施設及びシステムの老朽化が進行しているが、限られた予算で行う老朽化対策においては、ライフサイクルコストの最小化を図る必要がある。</p>
6-2 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止	
6-2-① 下水道施設の耐震化等	<p>○下水道重要幹線等の耐震化率は令和元年に 100%となっているが、布設されて 40 年以上経過している汚水管渠がある等老朽化が進んでいる。下水道施設の点検調査や修繕・改築により耐震性が維持されなければ、地震災害時に長期間にわたる機能停止が発生するおそれがある。そのため、下水道施設の耐震性の維持に向けた人材育成や、適切な組織体制を構築することが課題である。</p>
6-2-② 浄化槽の老朽化対策	<p>○猪名川町の下水道普及率は 98.9%（令和6年）であるが、公共下水道処理区域以外等で使用されている浄化槽については、老朽化した単独処理浄化槽（トイレ排水のみを処理）から災害に強い小型合併処理浄化槽（家庭排水全般を処理）への転換を促進する必要がある。また、浄化槽台帳を整備し、設置・管理状況の把握を促進する必要がある。</p>

6-3 地域交通インフラの長期間にわたる機能不全	
6-3-① 道路交通機能の強化	<p>○猪名川町の道路は猪名川沿いの県道川西篠山線と、その周辺の複雑な地形をつなぐネットワーク構成となっており、山地部を通る路線や橋梁が多くなっている。緊急輸送道路を含め、幹線道路の道路法面が洪水・土砂災害等で落石・崩壊したり橋梁が被災したりした場合、社会的影響が大きい。</p> <p>○町内の集落地においては、幹線道路が県道川西篠山線や県道能勢猪名川線等 1 ルートのみエリアが多いため、緊急時の輸送道路や迂回路としての機能も併せ持つ町道や農道まで被災した場合、集落地の生活基盤に大きな影響を与えるおそれがある。</p> <p>○基幹林道等の橋梁を対象とした点検・診断は令和 2 年度から 3 箇所実施しているが、災害時に林道が被災した場合、林業生産活動に加えて、山村地域の生活基盤に大きな影響を与えるおそれがある。〔再掲〕</p>
6-4 インフラの長期間にわたる機能不全	
6-4-① 老朽化対策の着実な推進	<p>○平成 29 年に「猪名川町公共施設等総合管理計画」を策定（令和 5 年 3 月改訂）しているが、それによると町が保有する公共施設等は今後老朽化が急激に進むとされている。そのため公共施設等の維持管理・更新を確実に実施し、計画的・効率的に老朽化対策を推進しなければ、人命を守り、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥るおそれがある。</p>
6-4-② 人材・資機材の確保	<p>○必要な人員・資機材や豊富な知識・ノウハウを持つ人材が確保できなければ、防災インフラ等の適切な保全や大規模災害時の防災インフラの速やかな復旧に支障が生じるおそれがある。</p>

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	
7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	
7-1-① 消防の災害 対応力強化	<p>○消防力の整備指針に基づく消防ポンプ自動車の充足率は 100%、人員については 76.7%（令和元年）である。消防活動については平成 23 年に近隣市と指令業務の共同運用を開始しているが、消防の連携協力の強化を図り、引き続き町の消防力強化を促進する必要がある。</p> <p>〔再掲〕</p> <p>○地域に密着し、住民の安全と安心を守る消防団の役割は地域防災力を高めるため不可欠であるが、近年では団員確保が難しくなっている。消防団員は令和7年時点で 335人であるが、消防団の充実強化、消防団が自主防災組織等と連携して行う実践的な訓練や研修、企業の自衛消防組織や従業員、消防職・団員 OB 等の活用による機能別消防団員確保対策の支援が今後の課題である。</p>
7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞	
7-2-① 住宅・建築物 の耐震化	<p>○沿線・沿道の建築物倒壊に伴う道路の閉塞を防ぐため、住宅・建築物の耐震化の必要性の意識啓発をはじめ、住宅の耐震診断や耐震改修に対する補助等を推進する必要がある。</p>
7-3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	
7-3-① ため池等の整備	<p>○町内の防災重点農業用ため池（決壊した場合に家屋・農地・農業用施設等に被害を及ぼす恐れがあるため池）が決壊すると、下流へ大きな被害を及ぼすおそれがある。</p>
7-3-② 台風・集中豪雨 等に対する防災 情報の収集や 発信の強化	<p>○災害には様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携して警戒避難体制整備等を進める必要がある。〔再掲〕</p> <p>○大規模の土砂災害（深層崩壊）に備え、住民への危険箇所周知や自主避難等の判断材料となるリアルタイムの危険度情報を提供する必要がある。〔再掲〕</p> <p>○町内の防災重点農業用ため池（決壊した場合に家屋・農地・農業用施設等に被害を及ぼす恐れがあるため池）が決壊すると、下流へ大きな被害を及ぼすおそれがある。〔再掲〕</p>

<p>7-3-③ 山地防災・土砂 災害対策</p>	<p>○町内では土砂災害警戒区域が 379 ヶ所、土砂災害特別警戒区域が250 249 ヶ所指定されている。多くの土砂災害危険箇所数を有する猪名川町では、土砂災害に対する施設整備が途上であることなどから、砂防堰堤等の施設整備を推進する必要がある。〔再掲〕</p>
<p>7 - 4 農地・森林等の被害による土地の荒廃</p>	
<p>7-4-① 農地・農業水利 施設等の保全管 理</p>	<p>○農地や農業用水などの保全活動に取り組む面積は198.9ha(令和2年)であるが、町内の総農家数の減少に伴い、農地・農業水利施設等の保全管理が困難になってきている。</p>
<p>7-4-② 災害に強い 森づくりの推進</p>	<p>○町内の人工林面積は 592ha(平成 31 年)あるが、令和元年の森林整備の実施面積は 1.1ha に止まり、林業の採算性悪化による人工林の手入れ不足や、生活様式の変化等に伴う里山林の放置などにより森林の防災機能等が低下する中、多発する局地的豪雨による斜面崩壊や流木が発生するおそれがある。</p>

8 社会 経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	
8-1-① 災害廃棄物 処理	<p>○災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、仮置場の確保を促進しなければ、災害廃棄物処理の停滞により復旧・復興が遅れると同時に、環境汚染が発生するおそれがある。</p> <p>○県下の市町とは平成 17 年に「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」を、民間廃棄物処理業者とは平成 31 年に「災害時の応急対策に関する協定」を締結しているが、今後も「猪名川町災害廃棄物処理計画」の実効性を向上させる必要がある。</p>
8-1-② 堆積土砂の撤去	<p>○猪名川町では台風や前線に伴う集中豪雨による土砂災害が発生しており、その際は宅地など民有地に土砂・廃棄物などが堆積するおそれがある。</p>
8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、人材の不足等により復興できなくなる事態	
8-2-① 人材の育成、 確保	<p>○猪名川町の阪神・淡路大震災の被害は軽傷者3名、一部損壊家屋1,334棟であったが、猪名川町防災士の会と連携し、その経験と教訓を活かし、誰もが安心して安全に暮らせる災害に強いまちづくりをめざすため、人材の育成を図る必要がある。</p>
8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	
8-3-① 地域の防災人材 の育成	<p>○災害が起きたときの対応力を向上するために、町における防災・危機管理担当職員などが災害対策に必要な事項を体系的に習得しておく必要がある。</p>
8-3-② こころのケア体制 の強化	<p>○大規模災害時に精神保健医療の需要拡大が予想されるが、町内では専門的な研修・訓練を受けた人材が不足しているため、DPAT（災害派遣精神医療チーム）の受入れ体制を整備しておく必要がある。</p>
8-3-③ 災害ボランティア 活動支援体制の 整備	<p>○近年頻発する集中豪雨や今後懸念される大震災等、大規模災害が発生した際の復旧・復興活動にはボランティアによる活動支援が不可欠であるが、災害ボランティアの受入れ体制や活動支援体制を平時から整えておかなければ、災害時の円滑なボランティア活動が滞るおそれがある。</p>

8-3-④ 文化財の耐災害 性の向上	○町内には、多田銀銅山遺跡や戸隠神社本殿といった国指定文化財をはじめとする多くの文化財、町立ふるさと館や静思館等の博物館類似施設があるが、これらが災害時に被害を受けるおそれがある。
8 - 4 事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	
8-4-① 地籍調査の実施	○土地境界等を明確にするための地籍調査の進捗率（山林部等を除く）は、予算や人員の制約等から 64%（令和7年）にとどまり十分に進捗していないため、災害後の円滑な復旧・復興に支障をきたすおそれがある。
8 - 5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済への甚大な影響	
8-5-① 災害発生時 における 情報発信	○猪名川町では広報いながわや SNS を利用した情報発信を行っているが、災害発生時において、正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。
8-5-② 失業者に対する 早期再就職 支援	○「猪名川町地域防災計画」では、災害復旧事業において、産業や住宅の復旧・再建支援を行うこととしているが、同時に災害による失業者に対する早期再就職を支援しなければ、被災者の生活が再建できなくなる。

【別紙2】 強靱化を推進する主な事業

事業項目	想定している 補助金 交付金名	補助対象事業 (年度)	所管課
町立幼保連携型認定こども園の整備改修事業	就学前教育・保育施設整備交付金	令和 8～令和9年度	こども課
北部水道施設の統廃合	生活基盤施設 耐震化等交付金	令和 6年度～	上下水道課
指定文化財の防火対策	兵庫県教育委員会補助金（文化財保存整備費事業）	未定	教育振興課
道路 橋定期点検	道路メンテナンス事業補助	令和 1 2 年度	建設課
道路橋寿命化修繕計画策定	道路メンテナンス事業補助	令和 1 2 年度	建設課
トンネル定期点検	道路メンテナンス事業補助	令和 1 2 年度	建設課
トンネル長寿命化修繕計画策定	道路メンテナンス事業補助	令和 1 2 年度	建設課
橋りょう維持補修事業	道路メンテナンス事業補助	令和 1 2 年度	建設課
トンネル維持補修事業	道路メンテナンス事業補助	未定	建設課
道路災害防除事業	社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）	未定	建設課
河川浚渫事業	緊急浚渫推進事業	令和 8～11 年度	建設課
公園施設長寿命化計画策定	社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）	令和 9 年度	建設課
公園施設維持補修事業	社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）	未定	建設課
猪名川町簡易耐震診断推進事業	社会資本整備総合交付金（住宅建築物 安全ストック形成事業）	未定	都市政策課
猪名川町住宅耐震化促進事業	社会資本整備総合交付金（耐震化・バリアフリー化等助成事業）	未定	都市政策課
住宅土砂災害対策支援事業	社会資本整備総合交付金（住宅建築物 安全ストック形成事業）	未定	都市政策課
農業用ため池の浸水想定区域図作成	農村地域防災減災事業	未定	農業環境課

農業用ため池のハザードマップの作成	農業水路等長寿命化防災減災事業	未定	農業環境課
農業用ため池の耐震診断調査	農村地域防災減災事業	未定	農業環境課
農業用ため池の定期点検	農村地域防災減災事業	未定	農業環境課
農業用ため池の耐震化改修事業	農村地域防災減災事業	未定	農業環境課
農業用ため池の整備改修事業	農村地域防災減災事業	未定	農業環境課
農業用ため池の廃止	農業水路等長寿命化防災減災事業	未定	農業環境課
林道橋点検	農村漁村地域整備交付金	未定	農業環境課
林道橋長寿命化修繕工事	農村漁村地域整備交付金	未定	農業環境課